

新見市 障がい者計画
第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画

－ 骨子案 －

令和 2 年 1 1 月 6 日

～ 目 次 ～

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の性格	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定方法	5
6 障がい者施策をめぐる国や制度の動き	6
第2章 障がい者を取り巻く現状と課題	12
1 人口の動き	12
2 障がい者の状況	13
3 現行計画の実施状況と評価からみる課題	22
4 障がい者アンケート調査結果から読み取れる課題	32
第3章 計画の基本的な考え方	未
1 計画の基本理念	未
2 障がい者計画の施策体系	未
3 計画の推進	未
第4章 施策の展開	未
【基本目標1】障がいへの理解の促進	未
【基本目標2】健康づくりの推進	未
【基本目標3】地域生活支援の充実	未
【基本目標4】権利擁護・差別解消の推進	未
【基本目標5】療育・保育・教育の充実	未
【基本目標6】雇用・就労の促進	未
【基本目標7】福祉のまちづくりの推進	未
第5章 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況	未
1 第5期障がい福祉計画の進捗状況	未
2 障がい福祉サービス等の進捗状況	未
3 第1期障がい児福祉計画の進捗状況	未
第6章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画	未
1 第6期障がい福祉計画における成果目標の設定	未
2 第6期障がい福祉計画	未
3 第2期障がい児福祉計画	未
第7章 計画の推進体制	未

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨と背景

国においては、平成30年3月に「障害者基本計画（第4次）」（以下「第4次計画」といいます。）が閣議決定され、平成30年度から5年間における障がい者福祉の在り方が示されています。この計画では、基本理念において共生社会の実現をはじめ、自らの意思決定に基づく社会活動への参加、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるための支援、社会的な障壁の除去をその趣旨として掲げています。

「第4次計画」は、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催決定、「障害者権利条約」の批准、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行等、障がい者施策に大きく影響を与える動向を踏まえて策定されています。

また、平成28年5月に改正された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）」が平成30年4月から施行され、介護保険サービスの利用者負担軽減や共生型サービスの創設などが進められることとなりました。

岡山県においては、平成28年2月に「第3期岡山県障害者計画（だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン）」を策定し、「自立の支援」「主体的な選択の尊重」「地域で共生する社会の実現」の3つを施策体系の柱として障がい者福祉を推進しています。また、平成30年3月には「第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画」を策定し、障害のある人の地域生活や一般就労への移行を更に推進し、障害福祉サービス、障害児支援の提供体制等のより一層の充実が図られています。

本市では、「新見市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」（以下「現行計画」といいます。）に基づき、様々な障がい者施策を進めています。現行計画の中の「新見市障がい者計画」の計画期間は令和5年度までとなっているため、これまでの取組の進捗状況を点検、評価するとともに、国や岡山県の動向、社会情勢の変化などを踏まえて中間見直しを行います。

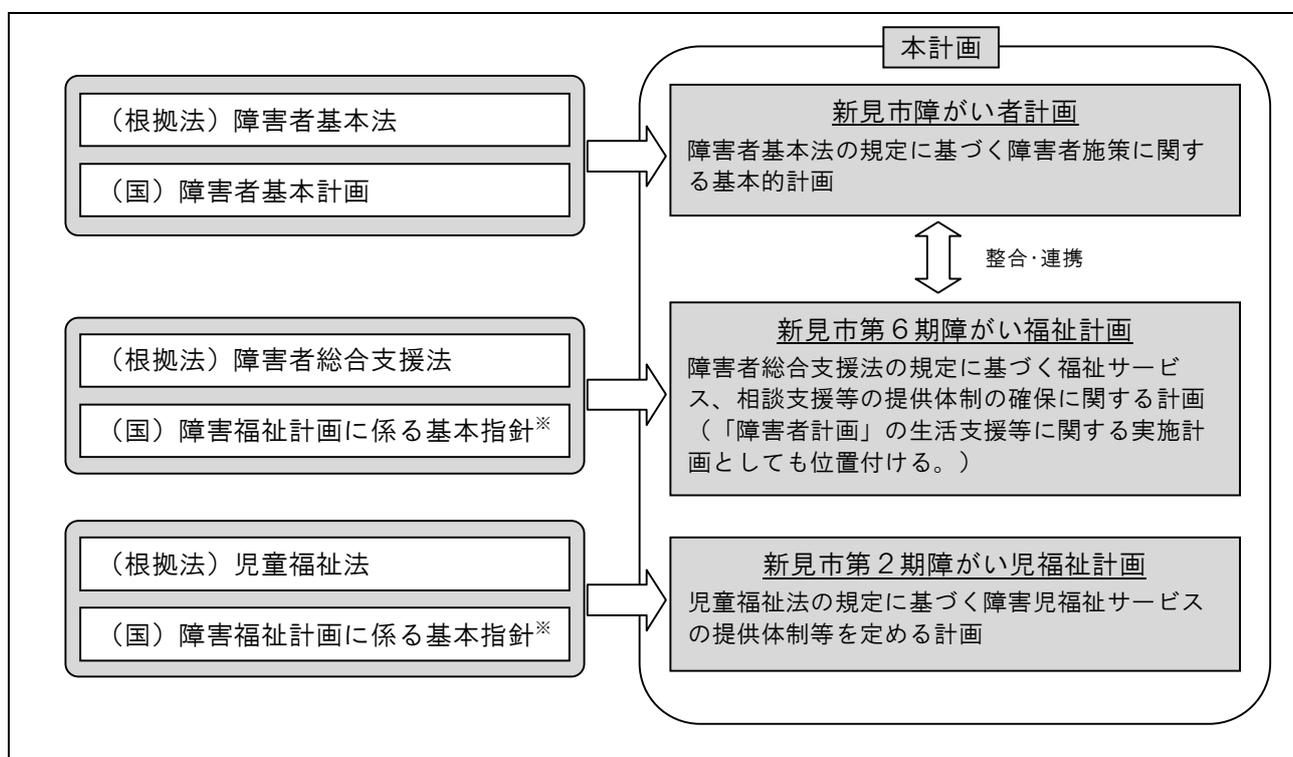
一方、「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」は令和2年度に満了となるため、現行計画の評価、検証を行った上で、国の新たな指針や県の計画の方針を踏まえ、本市の現状と市民のニーズ等を反映し、「新見市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定します。

この計画書では「新見市障がい者計画」の中間見直し及び「新見市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を総称して「本計画」といいます。

2 計画の位置付け

本計画における「新見市障がい者計画」は、「障害者基本法」第 11 条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」で、障害者の生活全般にわたる支援を行うための施策を定める総合的な計画です。一方、「新見市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」（以下「第6期計画」といいます。）は、「障害者総合支援法」第 88 条第1 項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」第 33 条の 20 第1 項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体としたもので、本市の障害福祉サービスや地域生活支援事業等の具体的なサービス見込量、その確保方策などを定める計画です。

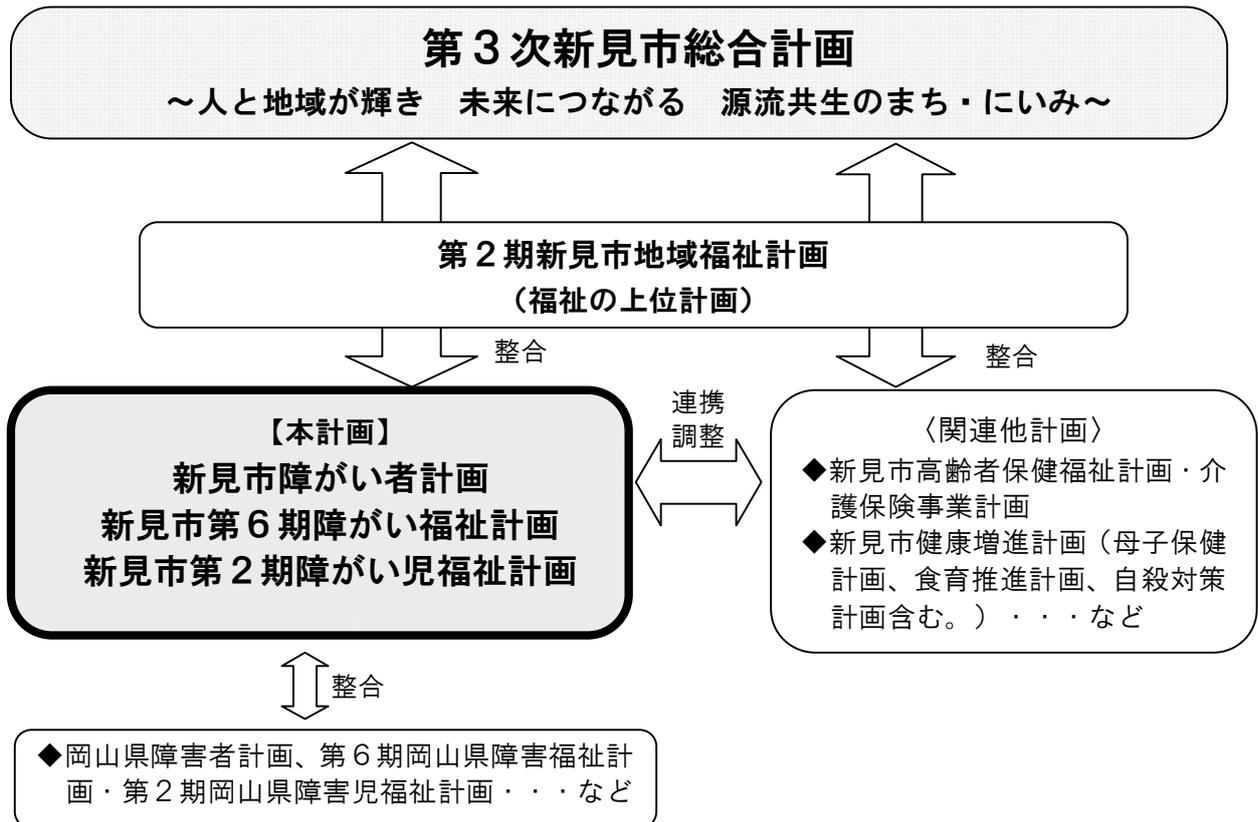
【計画の位置付け】



※「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」令和2年1月 17 日厚生労働省社会保障審議会障害者部会（第 98 回）

本計画は、国や県の計画を踏まえつつ、本市の最上位計画である「第3次新見市総合計画」をはじめ、「新見市地域福祉計画」「第8期新見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画」等、関連する他の部門計画との整合に配慮するものです。

【本市における計画の位置付け】

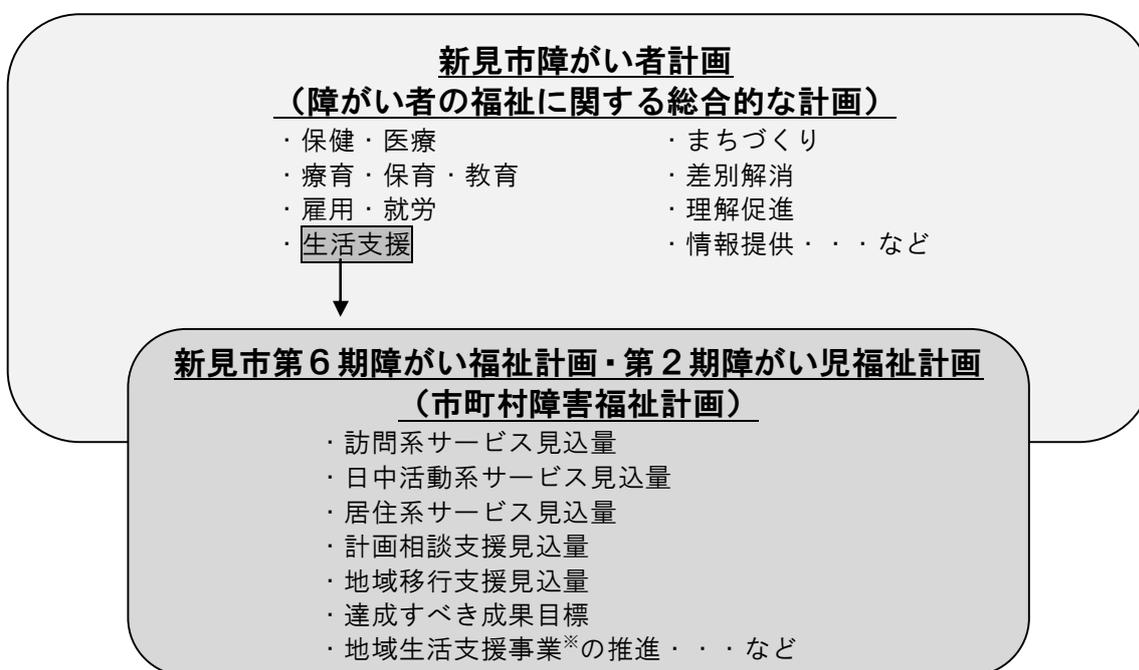


3 計画の性格

「障がい者計画」は、長期的視点に立って障がい者の生活全般にわたる支援を行うための施策を定める総合的な計画です。一方、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、障がい福祉サービスや地域生活支援事業※等の具体的なサービス見込量などを定める計画です。

策定に当たっては、現行計画策定後の社会環境の変化や国の制度改正、本市の障がい者を取り巻く環境の変化、並びにアンケート結果等に基づく障がい者や障がい児の現状やニーズなどを踏まえ、より実効性のある計画を目指して策定します。

【障がい者計画と第6期障がい福祉・第2期障がい児福祉計画の関連イメージ】



※地域生活支援事業とは、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村等が主体となって地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業で、必須事業と任意事業に区分されます。

4 計画の期間

「新見市障がい者計画」の対象期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間、「新見市第6期障がい福祉計画」及び「新見市第2期障がい児福祉計画」は、根拠法の規定により令和3年度から令和5年度までの3年間です。

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
新見市障がい者計画	現行計画						次期計画		
新見市障がい福祉計画	第5期		第6期(本計画)			第7期(見直し)			
新見市障がい児福祉計画	第1期		第2期(本計画)			第3期(見直し)			

5 計画の策定方法

(1) アンケート調査の実施

市内の障がい者手帳所持者等における、障がいの状況、住まいや暮らし、保健・医療、就労、保育・教育などについての現状やニーズ等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査対象	市内に住所を有する障がい者手帳所持者及び福祉サービス利用者
調査期間	令和2年8～9月
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
配布数	600件
有効回収数	281件
有効回収率	46.8%

(2) 策定委員会における審議及び市民意見の反映

計画の策定に当たっては「新見市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会」において、本計画の内容についての審議を行いました。

また、計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募りました。

※下線部分は予定。

6 障がい者施策をめぐる国や制度の動き

(1) 「障害者基本計画（第4次）」の策定

国においては、平成30年3月に「障害者基本計画（第4次）」を閣議決定し、平成30年度から5年間における障害者の自立及び社会参加の支援等の施策を、総合的かつ計画的に推進することを定めています。

この計画では、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを基本とし、自らの意思決定に基づく社会活動への参加、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるための支援、社会的な障壁の除去をその基本理念の趣旨として掲げています。

(2) 「障害者活躍推進プラン」の策定

平成31年4月、文部科学省から「障害者活躍推進プラン」が示されました。このプランは、「共生社会」の実現に向けた取組を加速し、雇用、学校教育、生涯学習、文化芸術、スポーツ活動、教師の養成・採用等の6つの分野において、より積極的に障害者の活躍の場の拡大を図ることをその趣旨としています。

(3) 改正「障害者総合支援法」の施行

平成28年5月に改正された「障害者総合支援法」は、平成30年4月から随時施行され、介護保険サービスの利用者負担軽減や共生型サービスの創設などが進められることとなりました。

(4) 共生型サービスの創設

「障害者総合支援法」の改正により、介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例が設けられました。

(5) 障害福祉サービス等報酬改定

障害者の重度化、高齢化を踏まえた地域移行や地域生活への支援をはじめ、障害児支援の適切なサービス提供体制の確保と質の向上（医療的ケア児への対応等）にかかる報酬改定が行われました。また、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援のサービスが新設され、障害者の地域での暮らしを支援するサービスが拡充されています。

【障がい者を取り巻く制度等の動きと本市の関わり】

年	法律や制度の整備内容（法令名称は略称）	国	本市	
平成 23 年	「障害者基本法」の改正	障害者 基本計画 (第2次)	新見市障がい者計画（前期計画）	新見市第3期 障がい福祉計画
平成 24 年	「児童福祉法」の改正 「障害者虐待防止法」の施行			
平成 25 年	「障害者総合支援法」の施行 「障害者優先調達推進法」の施行	障害者基本計画（第3次）		新見市第4期 障がい福祉計画
平成 26 年	「障害者権利条約」の批准			
平成 27 年	「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行			
平成 28 年	「障害者差別解消法」の施行 「障害者雇用促進法」の一部施行	障害者基本計画（第4次）	新見市障がい者計画 （現行計画）	新見市第5期障がい福祉計 画・新見市第1期障がい児福 祉計画
平成 29 年	「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」			
平成 30 年	「障害者総合支援法」「児童福祉法」「発達障害者 支援法」の改正 「障害者雇用促進法」の改正 「障害者基本計画（第4次計画）」の策定 「障害者文化芸術活動推進法」の施行			
令和元年	「障害者活躍推進プラン」公表 「読書バリアフリー法」の施行			
令和2年				

(6) 基本指針の見直し

令和2年1月、国において「社会保障審議会障害者部会」が開催され、「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」の見直しが示されました。「基本指針見直しの主なポイント」として、計画に加えるべき9つの方向性と成果目標の考え方が示されました。

【基本指針見直しの主なポイント※】

基本指針	見直しのポイント
1 地域における生活の維持及び継続の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める。 ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討。
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する。 ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む。
3 福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる。 ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進める。 ・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進とともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する。
4 「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む。
5 発達障害者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る。 ・発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む。
6 障害児通所支援等の地域支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・難聴障害児の支援体制について、取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。 ・児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する。 ・障害児入所支援における18歳以降の支援の在り方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む。 ・自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する。
7 障害者による文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む。

※令和2年1月17日厚生労働省社会保障審議会障害者部会(第98回)「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」より作成

基本指針	見直しのポイント
8 障害福祉サービスの質の確保	・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む。
9 福祉人材の確保	・関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む。
10 その他	・相談支援体制の充実強化。 ・障害児通所支援体制の教育施策との連携。

【成果目標（令和5年度末の目標）の見直しのポイント】

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
○ 施設入所者の地域生活への移行 ・地域移行者数：令和元年度末施設入所者の6%以上 ・施設入所者数：令和元年度末の1.6%以上削減
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316 日以上（平成30年時点の上位10%の都道府県の水準）（新） ・精神病床の1年以上入院患者数：10.6万人～12.3万人に（平成30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減） ・退院率：3か月後 69%以上、6か月後 86%以上、1年後 92%以上（平成30年時点の上位10%の都道府県の水準）
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
○ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討
4 福祉施設から一般就労への移行等
○ 福祉施設から一般就労への移行等 ・一般就労への移行者数：令和元年度の1.27倍、うち移行支援事業：1.30倍、就労A型：1.26倍、就労B型：1.23倍（新） ・就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用（新） ・就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上（新）

5 障害児支援の提供体制の整備等

○ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保（新）
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（一部新）

6 相談支援体制の充実・強化等

○ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

○ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

(7) 岡山県の動向

岡山県においては、平成 28 年 2 月に「第 3 期岡山県障害者計画」を策定し、「自立の支援」「主体的な選択の尊重」「地域で共生する社会の実現」という 3 つの施策体系の柱に基づき、9 つの分野における施策を推進しています。

【第 3 期岡山県障害者計画～だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン～の施策体系】

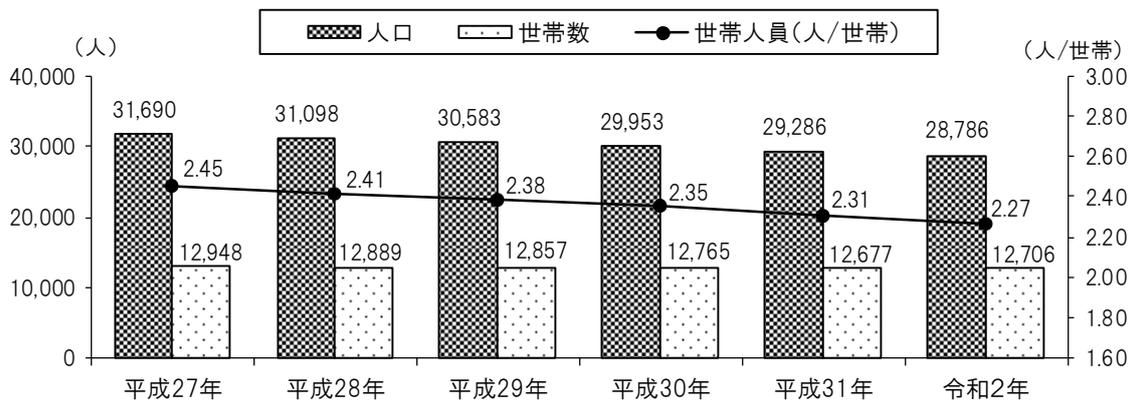
分 野	施 策
I 啓発・広報・社会参加	(1) 啓発・広報活動の推進 (2) 学校教育及び社会教育の充実等 (3) ボランティア活動等の推進 (4) 障害のある人の社会参加の促進
II 生活支援	(1) 相談支援体制の構築 (2) 在宅サービス等の充実・地域移行の推進 (3) サービスの質の向上 (4) 障害児支援の充実 (5) 人材の育成・確保 (6) 福祉用具等の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
III 生活環境	(1) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進 (2) 住宅の確保・生活関連施設のバリアフリー化 (3) 公共交通機関・移動手段等のバリアフリー化の推進等 (4) 公共的施設等のバリアフリー化の推進
IV 教育・文化芸術活動・スポーツ・国際交流等	(1) 特別支援教育推進のための取組 (2) 教育環境の整備等 (3) 大学等における障害のある学生への支援 (4) 障害のある人の文化芸術活動の推進 (5) 障害者スポーツの振興 (6) 障害のある人等の国際交流の推進
V 雇用・就業、経済的自立の支援	(1) 障害のある人の雇用の推進 (2) 総合的な就労支援 (3) 一般就労への移行推進 (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 (5) 福祉的就労の底上げ (6) 経済的自立の支援
VI 保健・医療	(1) 保健・医療の充実等 (2) 精神保健・医療の提供等 (3) 保健・医療人材の育成・確保 (4) 難病に関する施策の推進 (5) 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見・治療
VII 情報アクセシビリティ	(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上 (2) 情報提供の充実等 (3) 意思疎通支援の充実 (4) 行政情報のバリアフリー化
VIII 安全・安心	(1) 防災対策の推進 (2) 防犯・交通安全対策の推進 (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済
IX 差別の解消及び権利擁護の推進	(1) 障害を理由とする差別の解消の推進 (2) 権利擁護の推進 (3) 行政機関等における配慮及び障害のある人の理解促進等

第2章 障がい者を取り巻く現状と課題

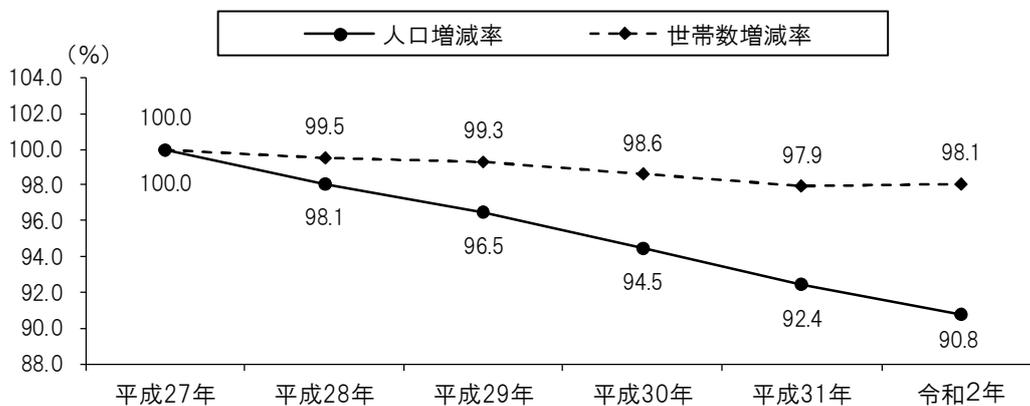
1 人口の動き

本市の人口は、令和2年3月末日現在 28,786 人(平成27年を100とした場合 90.8) となっており、平成27年から約 2,900 人の減少となっています。また、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成27年の 2.45 人から令和2年で 2.27 人と、緩やかに小家族化が進行しています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



注：増減率は、平成27年を100とした場合の各年の割合を示している。
資料：住民基本台帳(各年3月末日現在)

2 障がい者の状況

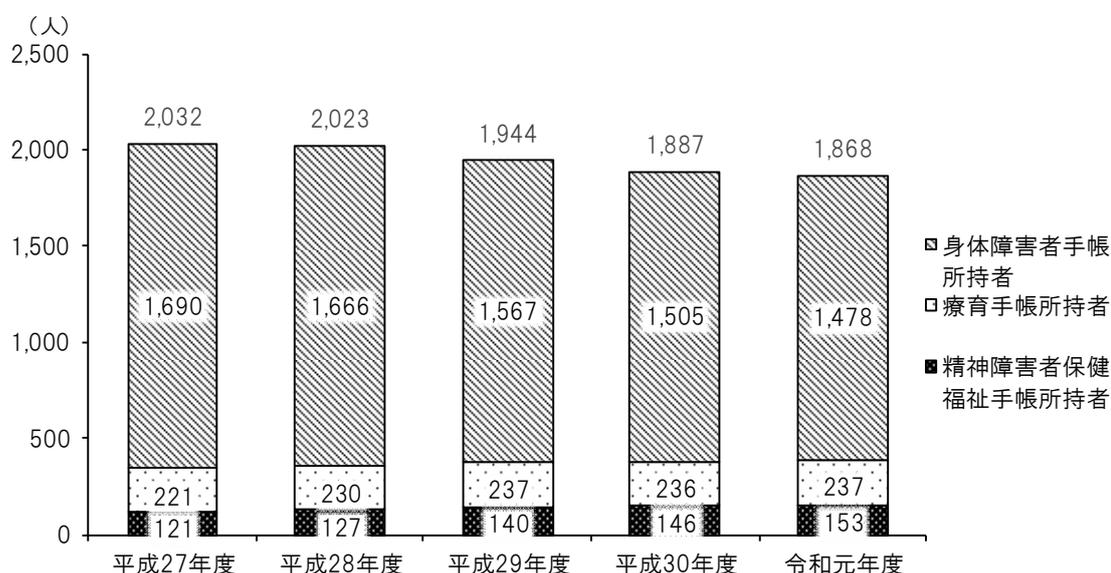
(1) 障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者数は、令和元年度で 1,868 人となっており、近年は減少傾向で推移しています。

手帳の種類別で見ると、令和元年度では「身体障害者手帳所持者」が 1,478 人と最も多く、全体の8割近く(79.1%)を占めています。「療育手帳所持者」は 237 人で 12.7%、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は 153 人で 8.2%となっています。

平成 27 年度からの推移では、「療育手帳所持者」「精神障害者保健福祉手帳所持者」共に増加傾向となっていますが、特に「精神障害者保健福祉手帳所持者」の増加が大きくなっています。

【障害者手帳所持者数の推移】



(単位：人、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	増減率
身体障害者手帳所持者	1,690	1,666	1,567	1,505	1,478	87.5
療育手帳所持者	221	230	237	236	237	107.2
精神障害者保健福祉手帳所持者	121	127	140	146	153	126.4
合計	2,032	2,023	1,944	1,887	1,868	91.9

注：増減率は平成 27 年度を 100 とした場合の令和元年度の割合を示している

資料：福祉課(各年度3月31日現在)

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

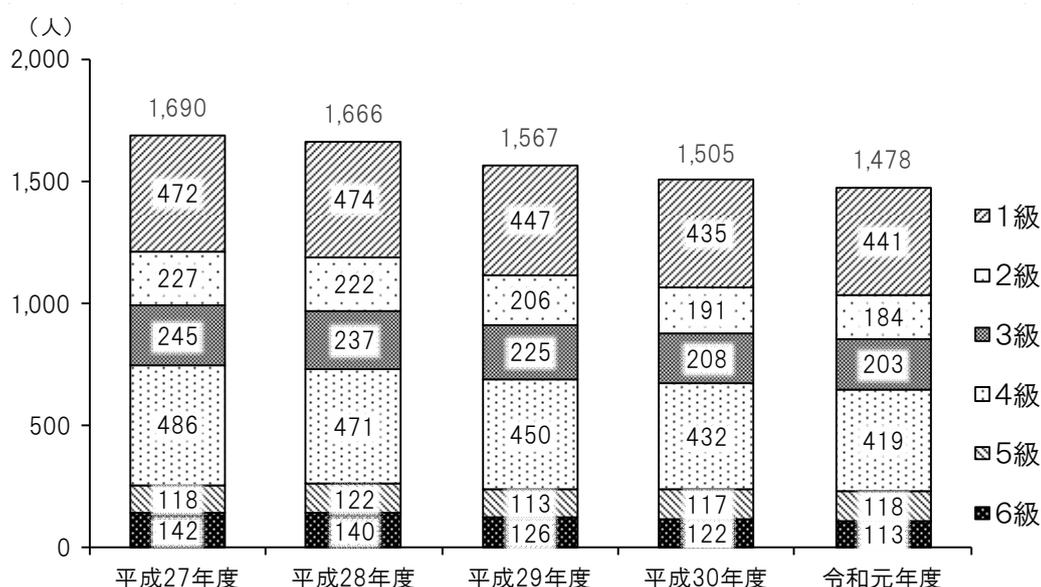
本市の身体障害者手帳所持者数は年々減少し、令和元年度は1,478人となっています。

等級別でみると、令和元年度では「1級」が441人と最も多く、全体の3割近く(29.8%)を占めています。次いで「4級」が419人(全体に占める構成比28.3%)、「3級」が203人(同13.7%)の順となっています。

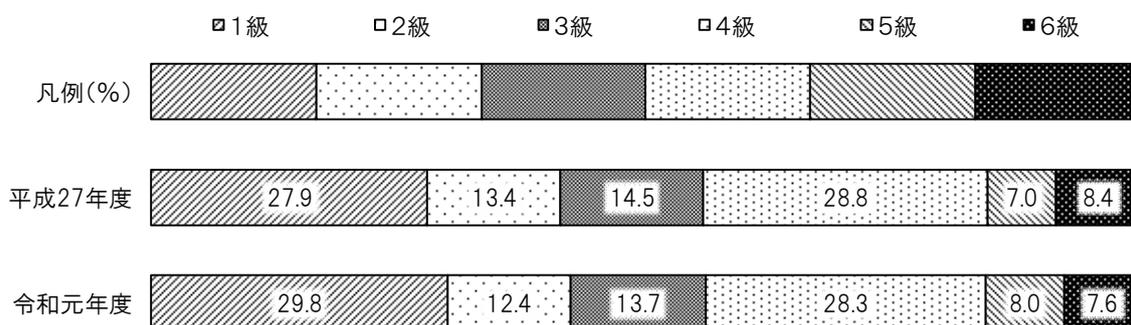
平成27年度からの推移では、全体的に減少で推移していますが、「5級」は緩やかな増減を繰り返しながら推移しています。

年齢区分別では、「18歳未満」については、増減はあるもののほぼ一定の人数となっていますが、「18～64歳」及び「65歳以上」については減少傾向にあります。

【等級別身体障害者手帳所持者数の推移】



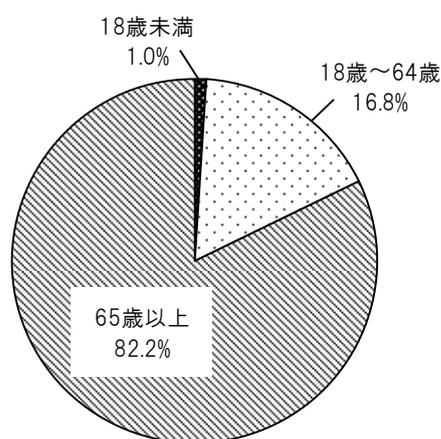
【等級別身体障害者手帳所持者割合の推移】



(単位：人、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	増減率
1級	472	474	447	435	441	93.4
2級	227	222	206	191	184	81.1
3級	245	237	225	208	203	82.9
4級	486	471	450	432	419	86.2
5級	118	122	113	117	118	100.0
6級	142	140	126	122	113	79.6
合計	1,690	1,666	1,567	1,505	1,478	87.5

【身体障害者手帳所持者の年齢区分別構成（令和元年度）】



【年齢別身体障害者手帳所持者数の推移】

(単位：人、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	増減率
18 歳未満	17	17	15	13	15	88.2
18 歳～64 歳	300	290	265	252	248	82.7
65 歳以上	1,373	1,359	1,287	1,240	1,215	88.5
合計	1,690	1,666	1,567	1,505	1,478	87.5

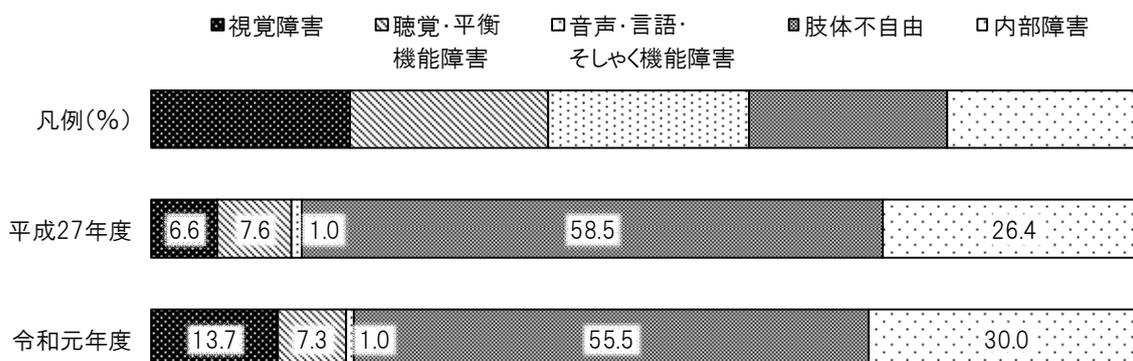
注：増減率は平成 27 年度を 100 とした場合の令和元年度の割合を示している。

資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

障がい種別でみると、令和元年度では「肢体不自由」が821人と最も多く、次いで「内部障害」が444人、「聴覚・平衡機能障害」が108人の順となっています。

平成27年度からの推移では、「視覚障害」「聴覚・平衡機能障害」「肢体不自由」の減少が大きくなっています。

【障がい種別別身体障害者手帳所持者数の推移】



(単位：人、%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	増減率
視覚障害	111	108	106	93	90	81.1
聴覚・平衡機能障害	128	126	122	114	108	84.4
音声・言語・そしゃく機能障害	17	18	14	11	15	88.2
肢体不自由	988	967	902	856	821	83.1
内部障害	446	447	423	431	444	99.6
合計	1,690	1,666	1,567	1,505	1,478	87.5

注：増減率は平成27年度を100とした場合の令和元年度の割合を示している。

資料：福祉課(各年度3月31日現在)

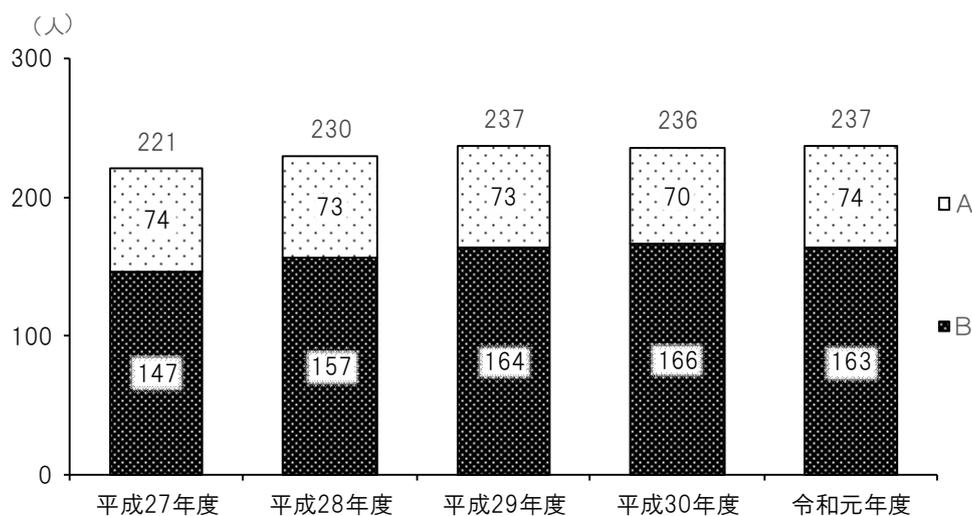
(3) 療育手帳所持者の状況

本市の療育手帳所持者数は令和元年度で237人と、増加傾向で推移しています。

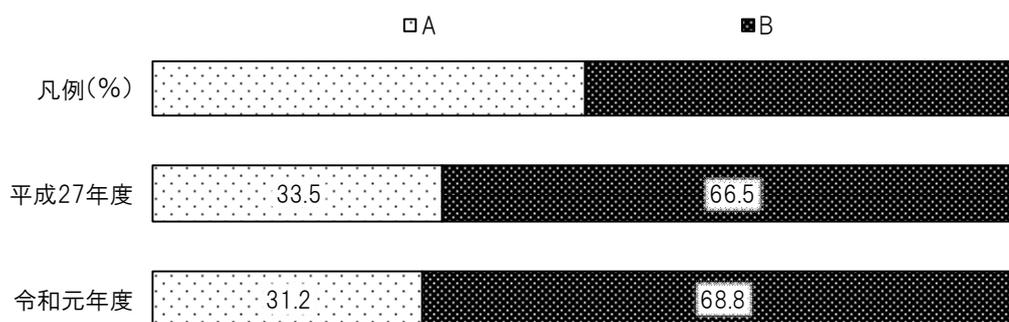
障がい程度別で見ると、令和元年度では「B（軽度）」が163人と、「A（重度）」の74人を大幅に上回っており、平成27年度からの推移では「B（軽度）」の増加が目立っています。

また、年齢区分別では、「18歳未満」は平成27年度から平成29年度までは増加していましたが、平成30年度以降、減少しています。「18～64歳」「65歳以上」では増加傾向となっています。

【療育手帳所持者数の推移】



【療育手帳所持者割合の推移】



(単位：人、%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	増減率
A	74	73	73	70	74	100.0
B	147	157	164	166	163	110.9
合計	221	230	237	236	237	107.2

【年齢別療育手帳所持者数の推移】

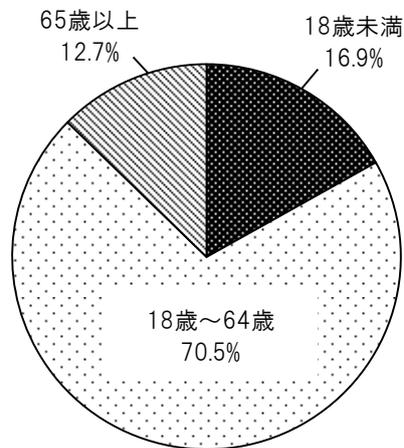
(単位：人、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	増減率
18 歳未満	40	46	48	44	40	100.0
18 歳～64 歳	156	157	160	162	167	107.1
65 歳以上	25	27	29	30	30	120.0
合 計	221	230	237	236	237	107.2

注：増減率は平成 27 年度を 100 とした場合の令和元年度の割合を示している。

資料：福祉課(各年度3月 31 日現在)

【療育手帳所持者の年齢区分別構成（令和元年度）】

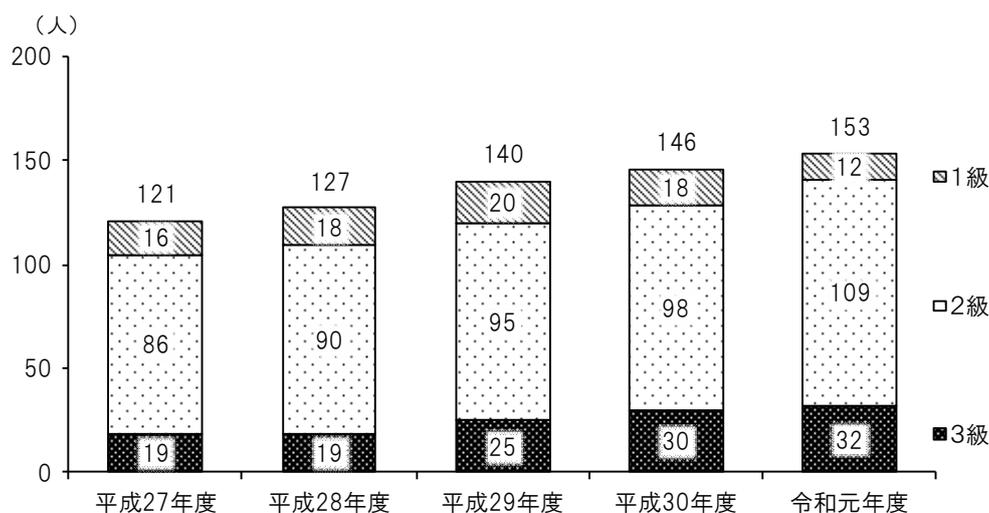


(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

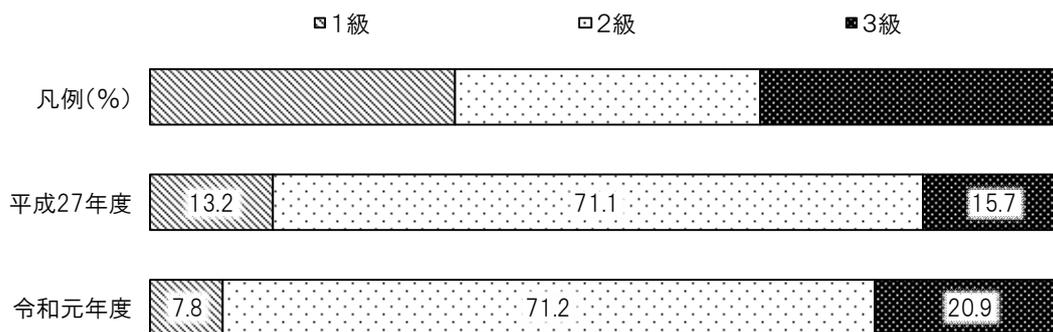
本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度で 153 人と、増加で推移しています。

等級別で見ると、令和元年度では「2級（中度）」が 109 人と最も多く、全体の7割以上(71.2%)を占めています。次いで「3級（軽度）」が 32 人(全体に占める構成比 20.9%)、「1級（重度）」が 12 人（同 7.8%）の順となっており、平成 27 年度からの推移では、「2級（中度）」や「3級（軽度）」が増加していますが、「1級（重度）」は減少しています。年齢区分別で見ると、全ての年齢層で増加しています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者割合の推移】



(単位：人、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	増減率
1級	16	18	20	18	12	75.0
2級	86	90	95	98	109	126.7
3級	19	19	25	30	32	168.4
合計	121	127	140	146	153	126.4

【年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

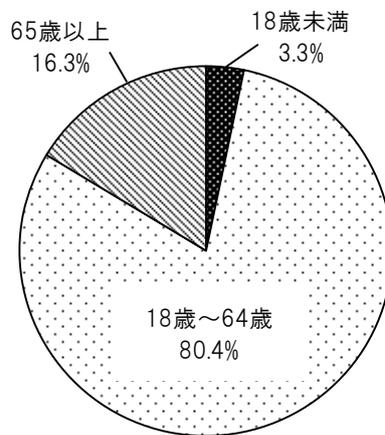
(単位：人、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	増減率
18 歳未満	3	2	3	5	5	166.7
18 歳～64 歳	100	107	114	116	123	123.0
65 歳以上	18	18	23	25	25	138.9
合計	121	127	140	146	153	126.4

注：増減率は平成 27 年度を 100 とした場合の令和元年度の割合を示している。

資料：福祉課(各年度3月 31 日現在)

【精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢区分別構成（令和元年度）】



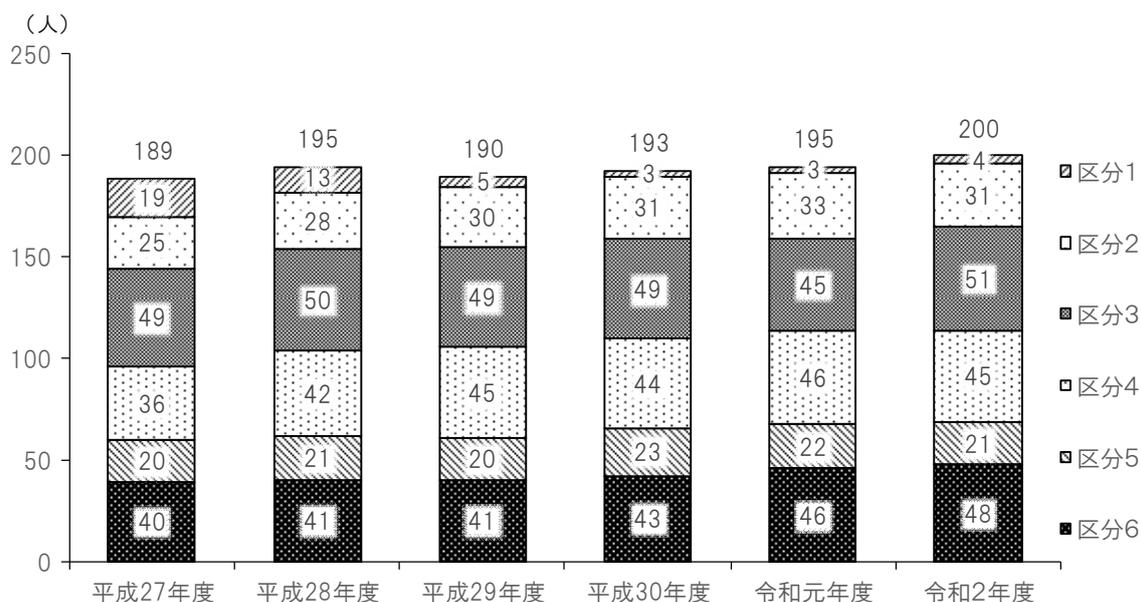
(5) 障害支援区分認定者の状況

本市の障害支援区分認定者数は、令和2年度で200人と、緩やかな増加傾向となっています。

区分別で見ると、令和2年度では「区分3」が51人と最も多く、次いで「区分6」が48人、「区分4」が45人の順となっています。

また、障害支援区分を必要としないサービス利用者は、障がい児、障がい者共に、増加傾向にあります。

【障害支援区分認定者数の推移】



(単位：人、%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減率
区分認定なし	113	157	158	185	193	205	181.4
障がい児	72	102	89	118	126	137	190.3
障がい者	41	55	69	67	67	68	165.9
合計	189	195	190	193	195	200	105.8
区分1	19	13	5	3	3	4	21.1
区分2	25	28	30	31	33	31	124.0
区分3	49	50	49	49	45	51	104.1
区分4	36	42	45	44	46	45	125.0
区分5	20	21	20	23	22	21	105.0
区分6	40	41	41	43	46	48	120.0

注：増減率は平成27年度を100とした場合の令和2年度の割合を示している。

資料：福祉課(各年度4月1日現在)

3 現行計画の実施状況と評価からみる課題

本市では、現行計画に基づき障がい者福祉に関する様々な事業を展開しています。

ここでは、現行計画に基づいて実行している事業の進捗状況について、点検や評価を行い、その検証を踏まえた今後の課題を整理しました。

基本目標 1	障がいへの理解の促進
--------	------------

施策の方向	1 広報・啓発活動の推進
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者週間に合わせ、市の広報紙やホームページへの記事掲載、街頭啓発活動や番組動画作成等を行い、障がいや障がい者について理解促進を図りました。 ○地域活動支援センターにおいて、専門的な相談が行える体制の整備や関係機関との連携を図り、ボランティアの育成に努めました。
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●障がいや障がい者についての市民の理解をより一層深めるため、市の広報やホームページをはじめ、様々な媒体を通じた幅広い広報・啓発活動を推進することが必要です。

施策の方向	2 福祉教育の推進
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○幼少期から総合的な福祉教育を推進するため、教職員への研修会への参加促進や新見市統一カリキュラム策定に向けた取組を行いました。 ○公民館において、講演会やDVD鑑賞会を開催し、障がいや障がい者についての市民の理解促進を図りました。 ○社会福祉協議会と連携し、「夏のボランティア体験」や「ちょボラ運動」を小・中学校に周知し、ボランティア活動の充実を図りました。
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所・幼稚園・認定こども園の教職員が、福祉に関する研修に参加しやすい環境の整備が必要です。 ●新見市教育・保育カリキュラムの積極的な活用を図り、公民館での講演会等を行い、福祉教育を推進することが必要です。 ●新型コロナウイルス感染症対策をしながら、社会福祉施設でのボランティア活動をどのように行うかについての検討が必要です。

施策の方向	3 コミュニケーション支援の充実
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「福祉フォーラム」に手話通訳者と要約筆記者を派遣して、聴覚障がい者等への意思疎通手段を確保し、また、要約筆記者の派遣時間を増やすことによって意思疎通支援の充実を図りました。 ○「声の広報」発行事業について、市の広報紙への掲載やサンプルCD送付等を行い、周知に努めました。
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●日常的に手話を使用している聴覚障がい者等を把握するなど、意思疎通支援事業を必要とする人が利用しやすい環境の整備が必要です。 ●より多くの人々が「声の広報」発行事業を利用できるよう、周知が必要です。

基本目標2	健康づくりの推進
-------	----------

施策の方向	1 保健・医療体制の充実
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○医療体制の充実に努めるとともに、窓口等で医療費給付制度についての案内を行い、制度の利用促進を図りました。 ○本市独自の取組として、重症心身障害児者や医療的ケアの必要な障がい者に対して、市内の事業所に委託しリハビリを実施しました。 ○保健師等と連携し、特定健康診査や一般健康診査、各種がん検診時における疾病等の早期発見、発見後の事後指導の充実に努めました。
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●本市独自の取組について、利用者のニーズに合った取組となるよう体制の整備が必要です。 ●各種健診や検診の「個別方式」や「人間ドック」の受診者が増加傾向にあることから、ニーズに合わせた受診環境を整えていく必要があります。

施策の方向	2 医療と福祉の連携
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「新見市障害者地域活動支援センター（ほほえみ広場にいみ）」を中心に、保健・医療・福祉の関係機関の情報共有や連携体制を整えるとともに、多職種連携を支援し、地域における情報ネットワーク化を推進しました。 ○心の健康づくり講演会やゲートキーパー養成講座等でチラシを配布し、メンタルヘルスに対応する相談窓口の周知に努めるとともに、企業等へ、自殺の現状や取組などの情報提供を行いました。
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケア児等の情報共有等、支援のための関係機関との連携体制づくりが必要です。 ●自殺防止に向け、市の現状や相談先の周知を図ることが必要です。 ●精神障がい者が抱える課題を支援者間で共有し、安心して生活できる体制づくりの推進が必要です。

基本目標 3	地域生活支援の充実
--------	-----------

施策の方向	1 相談支援体制の充実と強化
これまでの 主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「新見市障害者地域活動支援センター（ほほえみ広場にいみ）」の機能を強化し、各種相談支援や情報提供を行いました。また、障がい者相談員が障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な指導や助言を行いました。 ○「子どもの心と体の総合相談」や「くれよん教室」と連携を図り、医学的な立場から発達障がいのある子ども、又はその特徴がみられる子どもの発育・発達状況を把握するため、小児科医、臨床心理士等の専門家による相談や指導、支援を行いました ○市の広報紙やホームページを活用し、地域生活支援事業の制度やサービス内容の情報を発信しました。
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者やその家族が適切な支援を受け、安心して地域で生活できるよう、必要な情報の提供や相談体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知に努めることが必要です。 ●関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ることが必要です。

施策の方向	2 地域移行・地域定着の推進
これまでの 主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉フォーラム開催事業や相談支援事業、日中一時支援事業、移動支援事業、日常生活用具給付等事業等を行い、障がい者が地域で暮らしやすい体制や拠点づくりを促進しました。また、機能訓練や一時預かり等医療的ケア児の総合支援事業を推進しました。 ○「新見市障害者地域活動支援センター（ほほえみ広場にいみ）」を中心に、関係機関と連携しながら、障がい者の地域移行を進めるとともに、相談支援事業所による地域定着支援を推進しました。
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者が住み慣れた地域で自立して生活できるよう、多様なニーズに対応する生活支援体制の整備が必要です。 ●入所・入院生活から地域生活への移行を促進するとともに、地域での生活を継続することができるよう支援することが必要です。

施策の方向	3 福祉サービス等の充実
これまでの 主な取組内容	<p>○関係機関と連携し、障がい者が継続して福祉サービスを利用できる体制づくりを推進し、また、地域移行を促進するため、共同生活援助（グループホーム）を整備しました。</p> <p>○経済的負担を軽減できるよう、補装具費の給付や法令等に基づく各種手当を支給して支援しました。</p>
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<p>●サービスを必要とする人が、必要とするサービスを適切に利用できるよう、それぞれのニーズに応じた提供体制の確保に努め、自立した地域生活への移行の促進を図ることが必要です。</p> <p>●多様なニーズに応えられるよう、訪問系サービスを提供できる事業所とA型事業所の確保が必要です。</p>

施策の方向	4 住まいの確保
これまでの 主な取組内容	<p>○障がい者の地域生活の場として、共同生活援助（グループホーム）を整備しました。（再掲）</p> <p>○障がい者手帳の新規取得時等に日常生活用具給付の対象となるか確認を行い、該当した場合は制度を適切に案内し、利用促進を図りました。</p> <p>○連帯保証人制度の廃止や単身での入居要件を緩和することで、市営住宅に入居しやすい環境整備を行いました。</p>
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<p>●障がい者のニーズに応じた、地域生活を支援するための居住支援サービスの充実をはじめ、住まいの選択肢の拡大が必要です。</p>

施策の方向	5 スポーツ・文化活動等の振興
これまでの 主な取組内容	<p>○毎秋に開催される「グラウンドゴルフ大会」をはじめ、NPO等が行うスポーツやレクリエーション等のボランティア活動への支援を行いました。</p> <p>○県が開催する「障がい者スポーツ大会」等の周知や参加の呼び掛けを行うとともに、スポーツ大会への職員同行や激励金交付等の支援を行いました。</p>
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<p>●障がい者がスポーツ・レクリエーション活動に参加し、楽しむことができる機会の提供に努めるとともに、支援することが必要です。</p> <p>●様々な障害者スポーツにより多くの選手が参加するよう、スポーツ推進委員を通じて普及・啓発活動を進めることが必要です。</p>

基本目標 4	権利擁護・差別解消の推進
--------	--------------

施策の方向	1 権利擁護の推進
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○一人で日常生活を送ることに不安のある人が、地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり保管などの支援を行いました。 ○成年後見制度利用支援事業を実施するとともに、市民後見人の育成や法人後見支援員の育成などの体制整備、権利擁護の普及等を図りました。
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者の権利を守るため、成年後見制度等の周知と普及を図るとともに、契約や財産管理等で支援を必要とする人が安心して生活できるよう、支援が必要です。

施策の方向	2 差別・虐待の解消
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「新見市障害者地域活動支援センター（ほほえみ広場にいみ）」を中心に、障がい者への虐待防止や虐待の早期発見、権利擁護の体制づくりを図りました。また、「虐待受理会議」を開催し、情報の共有や今後の方針についての協議を行いました。 ○「新見市要保護児童対策地域協議会」の活動を行うとともに、関係機関と情報を共有し、子どもの虐待防止に努めました。
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども家庭総合支援拠点の設置等、関係機関との情報共有やネットワークの強化を推進し、子どもの虐待の防止や早期発見に努めることが必要です。

基本目標 5	療育・保育・教育の充実
--------	-------------

施策の方向	1 早期発見とフォロー体制の構築
これまでの主な取組内容	<p>○乳幼児健診で疾病や異常の早期発見、発達・発育の確認、育児相談を行い、必要に応じて専門機関を紹介しました。</p> <p>○発達・発育に悩みがある子どもと保護者を対象に「くれよん教室」を開催し早期療育につなげるとともに、保護者の育児不安等の軽減に努めました。</p> <p>○備北保健所で実施する「子どもの心とからだの総合相談」や専門的な事業との連携により、支援体制の充実を図りました。</p>
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<p>●子どもの成長に応じた、適切な時期における健診等の実施により、障がい等の早期発見に努めるとともに、関係機関と連携し、一人一人の状態や能力等に応じた療育・教育や支援へとつなげることが必要です。</p>

施策の方向	2 保育・教育内容の充実
これまでの主な取組内容	<p>○保育所や幼稚園、認定こども園の保育教諭の加配を行い、適切な教育・保育を行うとともに、共通支援シートを作成して、個別支援の充実をはじめ、就学に向けた小学校との連携を図りました。</p> <p>○「新見市障害者自立支援協議会児童支援部会」にて、関係機関と意見交換等の情報共有を行いました。</p> <p>○小中学校に特別支援教室等の設置や教育支援員の配置を行い、特別支援教育の充実を図るとともに、専門指導員を小学校に派遣し、個別の支援計画や授業についての指導・助言を行いました。</p> <p>○支援学校と連携して巡回相談事業を実施し、保育所や認定こども園、幼稚園における特別支援教育について、教職員の理解の促進を図りました。</p> <p>○高等学校、高等支援学校からの学校公開、学校説明会等について、各中学校に情報を提供しました。</p>
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<p>●共通支援シートが、より円滑に活用できるための検討が必要です。</p> <p>●障害児相談支援事業所と放課後等デイサービスを提供する事業所の確保が必要です。</p> <p>●自情学級（自閉症・情緒障害教育を行う学級）の就学指導が適切に行われるよう指導することが必要です。</p> <p>●専門指導員派遣事業や巡回相談事業の積極的な活用に向け、校長会、園・所長会で再度伝達することが必要です。</p> <p>●適切な進路指導に向けて、生徒、学校、保護者に向け情報を提供していくことが必要です。</p>

施策の方向	3 発達障がいへの支援
これまでの 主な取組内容	<p>○「新見市特別支援教育推進センター」の推進リーダーによる巡回相談やユニバーサルデザインを取り入れた授業づくりなど、授業改善への指導・助言を行うとともに、「ほほえみ発達相談」や保育所等への巡回相談を行い、児童の状態に合わせた支援を行いました。</p> <p>○子どもの発達に悩みを抱えている家族に、子どもとの関わり方や子育てについて楽しく学ぶ、ペアレントトレーニング講座を実施しました。</p>
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障がいがある児童生徒を含む全ての児童生徒が「わかる・できる」授業づくりに向けて、ユニバーサルデザインの考え等を取り入れることが必要です。 ●ペアレントメンターとなり得る人材を育成し、地域での子育て支援の充実につなげることが必要です。 ●児童発達支援センター機能の拡充を進めるとともに、通所支援の課題解決に向けた取組が必要です。

基本目標6	雇用・就労の促進
-------	----------

施策の方向	1 総合的な就労支援
これまでの 主な取組内容	<p>○関係機関と連携して、きめ細かな職業相談や職業紹介を行うとともに、就労を希望する障がい者に職場訪問等を実施しました。</p> <p>○就労に向けた支援として、障がい者支援施設では接遇マナーの実施やチャレンジ講座への参加、就労勉強会等、支援学校では職業ガイダンスや実習等を行いました。</p>
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の障がい者枠での求人を増やすための取組が必要です。 ●障がい者の経済的自立と社会参加に向けて、関係機関等との連携を図り、一人一人の適性や状態に応じた就労を支援することが必要です。

施策の方向	2 就労機会の拡充と定着
これまでの 主な取組内容	<p>○障がい者の雇用の場や機会を促進するため、企業に各種助成制度の周知・活用の働き掛けや障がい者就職相談に相談員の派遣を行うとともに、職場実習先の企業に雇用制度の紹介を行いました。</p> <p>○市職員採用試験の受験要件を、精神・知的障がい者にも拡大するとともに、支援学校卒業生の積極的な受け入れに努めました。</p> <p>○「新見市障害者地域活動支援センター（ほほえみ広場にいみ）」と「障害者就業・生活支援センター」が連携し、就業環境の整備に向けて企業と調整を行いました。また、働きやすい環境づくりに向け、定期的な職場訪問を行いました。</p> <p>○「福祉にここにこ市」を開催し、障がい者施設の製品の販売や広報・啓発活動を行いました。</p> <p>○「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労施設等の提供する物品、サービス等の優先購入（調達）を推進しました。</p>
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<p>●市の障がい者採用について、法定雇用率を維持することが必要です。</p> <p>●ハローワークなどの関係機関と連携し、企業等に向けて障がい者の雇用機会の拡大を促進することが必要です。</p>

基本目標 7	福祉のまちづくりの推進
--------	-------------

施策の方向	1 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進
これまでの 主な取組内容	<p>○公共施設等を整備する際、全ての人に配慮された「ユニバーサルデザイン」の視点に立った整備を促進しました。</p> <p>○安心・安全に利用してもらえるよう、一部の公園に監視カメラを設置するとともに、措置が必要な公園については、遊具の更新等を行いました。</p>
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<p>●障がいの有無に関わらず、全ての人が安全で快適に地域で暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、公共施設や公園など生活空間のバリアフリー化を推進することが必要です。</p>

施策の方向	2 移動手段の確保
<p>これまでの 主な取組内容</p>	<p>○障がい者の移動や外出を支援するため、個別支援や福祉車両の貸し出し、福祉有償運送を実施するとともに、新見市社会福祉協議会と地域ボランティアが連携した送迎ボランティアの充実やボランティア養成講座を開催しました。</p> <p>○自動車による移動手段が確保できるよう、自動車運転免許取得・改造費助成事業や福祉車両購入補助事業を実施しました。</p> <p>○高齢者や障がい者等の交通手段を確保するため、市街地を循環するバス「ら・くるっと」の運行を継続して実施しました。</p> <p>○障がい者に対する鉄道やバスなどの公共交通機関の運賃や、有料道路通行料金の割引制度について、障がい者福祉制度ガイドブックを通じて案内しました。</p>
<p>点検・評価結果 から見た 今後の主な課題</p>	<p>●障がい者の移動を支援するサービスを実施するとともに、誰もが安全で快適に利用できる移動手段の確保が必要です。</p>

施策の方向	3 防災・防犯対策の推進
<p>これまでの 主な取組内容</p>	<p>○防災知識や対処方法等について、市の広報紙やホームページを活用した周知に努めるとともに、防災マップや避難所の見直しを行いました。</p> <p>○特別な医療措置が必要な難病患者や障がい者の安否確認、避難誘導等の活動を支援するため、災害時に自主防災組織へ要支援者の安否確認や避難誘導等を可能な限り行っていただくよう事前に依頼するとともに、警報や避難情報等を、告知放送や市ホームページやアプリ等を通じて発信しました。</p> <p>○障がい者の消費者被害に対応するため、庁内関係各課と情報交換を行うとともに、民生委員、主任児童委員、老人クラブ、警察等と情報を共有し、被害の未然防止に努めました。</p>
<p>点検・評価結果 から見た 今後の主な課題</p>	<p>●「災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、障がい者の災害時避難支援対策の推進が必要です。</p> <p>●日頃からの防災や防犯についての啓発や情報提供など、関係機関と連携して障がい者を地域で守る体制の強化に努めることが必要です。</p>

施策の方向	4 地域福祉の推進
<p>これまでの 主な取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○新見市社会福祉協議会と連携し、手話奉仕員の育成を図るとともに、ボランティア活動の情報について、市ホームページや社協だより等で広報・啓発を行いました。 ○「民生委員児童委員協議会総会」において研修を行い、障がい者支援活動の支援を行いました。 ○「ペアレントメンター」を育成し、ペアレントトレーニングや研修会を通じて保護者等へ相談や助言を行いました。 ○にいみ福祉フォーラムやふれあい夏祭り、ふれあい餅つき大会、ほほえみサンデーにおいてボランティアを呼び掛けました。
<p>点検・評価結果 から見た 今後の主な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と連携し、障がい者への支援に関わるボランティア活動への理解と協力の促進、地域での支援体制の充実を図ることが必要です。 ●行事に参加したボランティアを日常的なボランティアにつなぐための取組が必要です。

4 障がい者アンケート調査結果から読み取れる課題

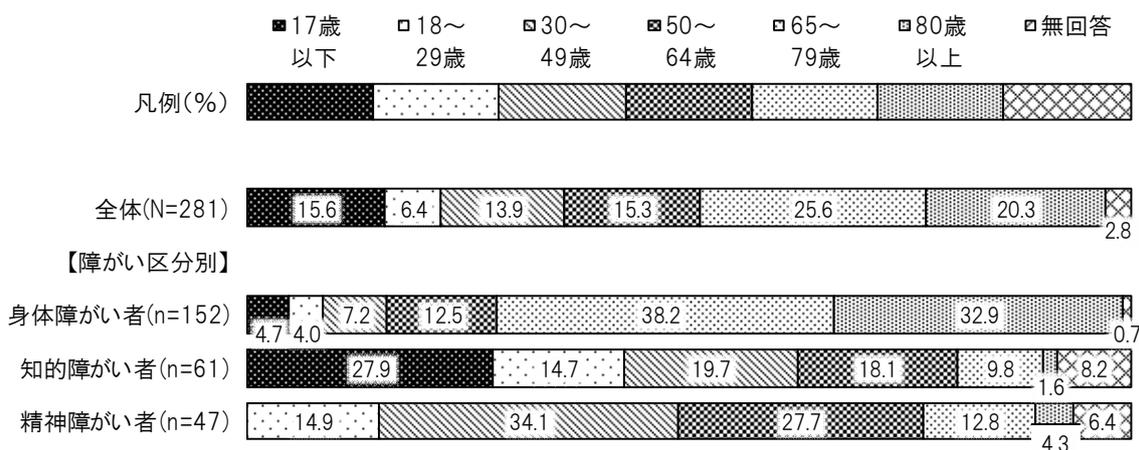
(1) 障がいの状況について

【調査結果の概要（ポイント）】

○年齢は、65歳以上で半数近くを占め、80歳以上で約2割を占めている。18歳未満の障がい児は1割程度。

○身体障がい者は約7割が65歳以上で、約3割が80歳以上。

【年齢別構成】



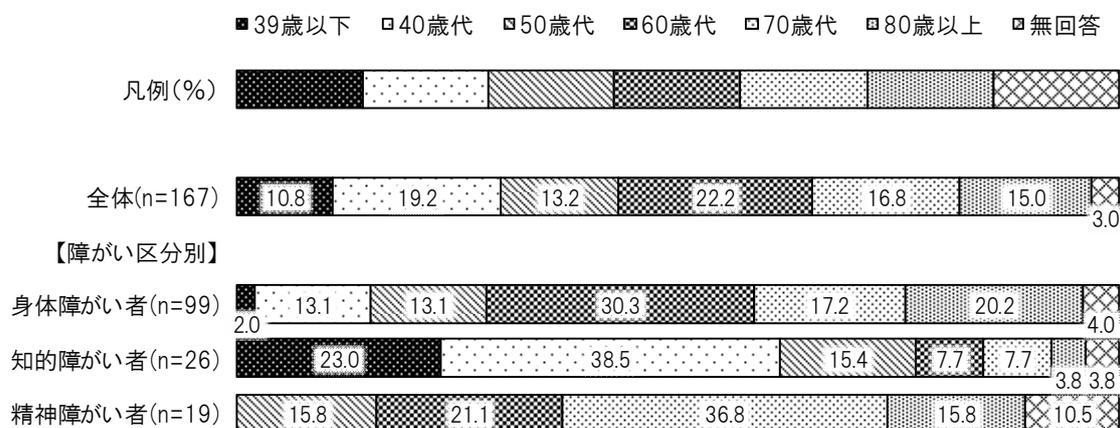
○18歳未満手帳所持者の約7割及び知的障がい者の4割以上が「発達障がいの診断」を受けている。

○精神障がい者の9割近くが「自立支援医療（精神通院）の受給者証」を持っている。

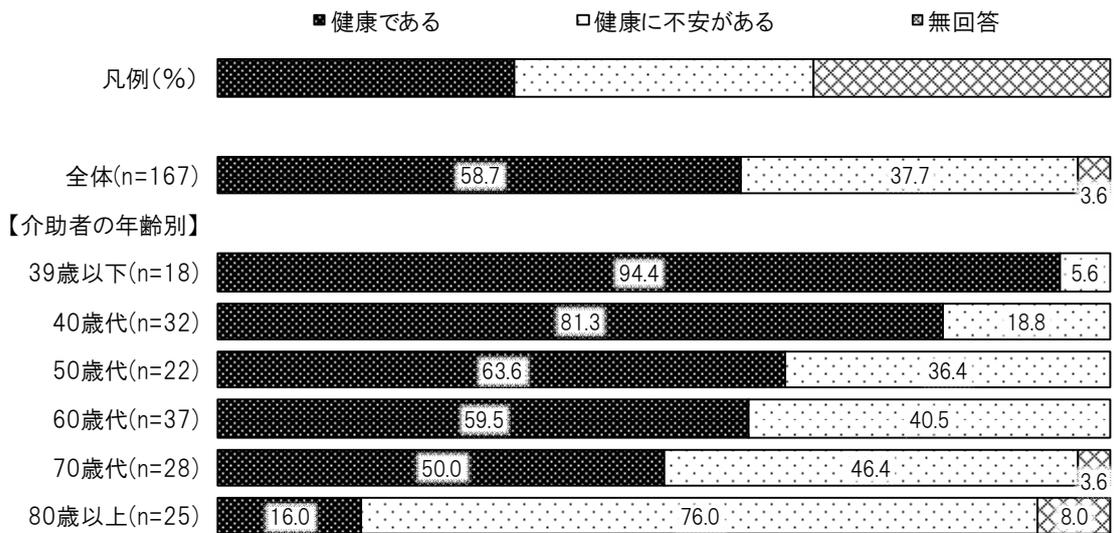
○身体障がい者の4人に1人が「介護保険制度の要支援・要介護認定」を受けている。

○主な介助者は、身体障がい者の場合「配偶者（夫又は妻）」「子ども」、知的障がい者では「父母」「福祉施設の職員・ホームヘルパー」が多い。身体障がい者の主な介助者の4割近くが70歳以上で、年齢が上がるほど健康に不安を感じる人が多い。

【介助者の年齢】



【介助者の健康状態】

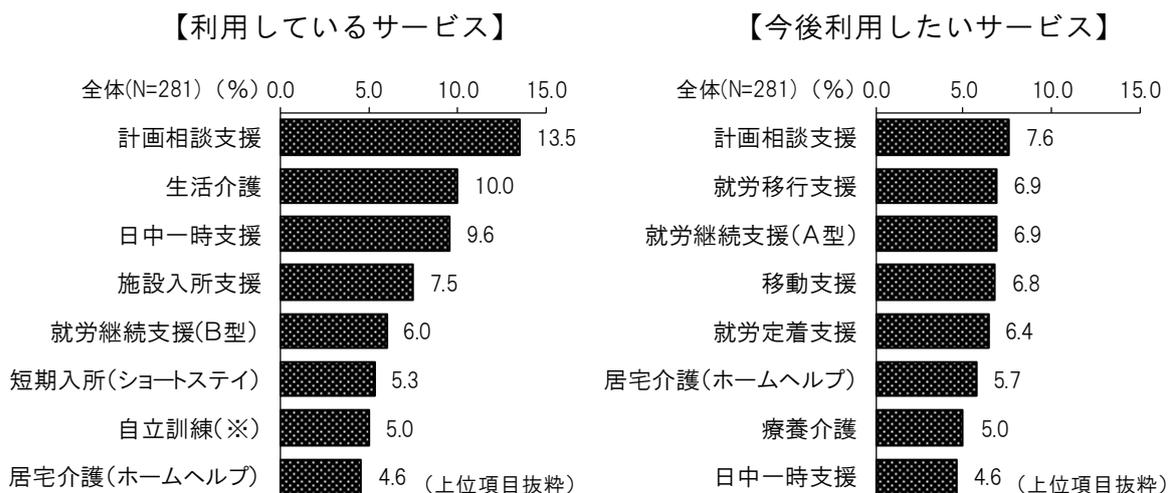


今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者及び介助者の高齢化を見据えた支援内容の検討が必要です。 ●障がい区分別又は年齢による障がい特性の違いに配慮した支援内容の検討が必要です。
-------	--

(2) 障がい福祉サービスの利用について

【調査結果の概要（ポイント）】

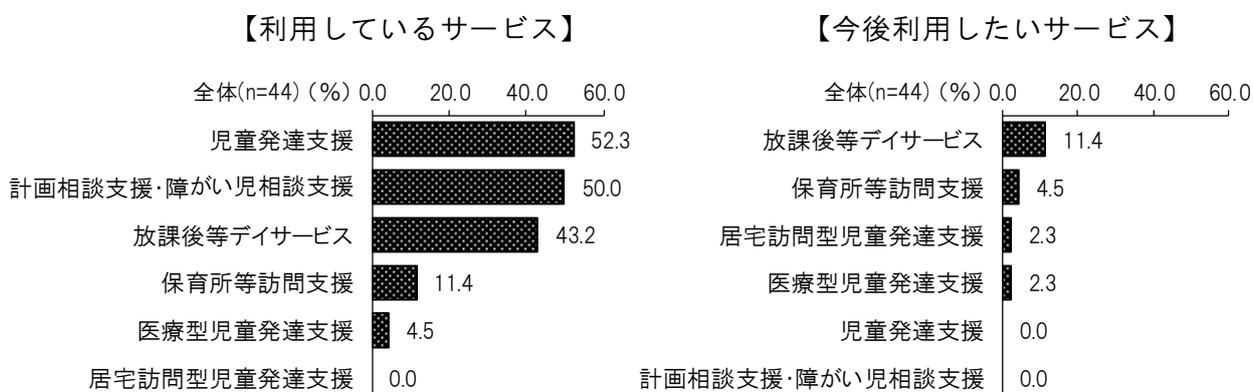
○現在利用している障がい福祉サービスは「計画相談支援」「生活介護」「日中一時支援」「施設入所支援」の順に多い。今後利用したい障がい福祉サービスは「計画相談支援」をはじめ、就労系のサービスに対する希望が多い。



※自立訓練(機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練)

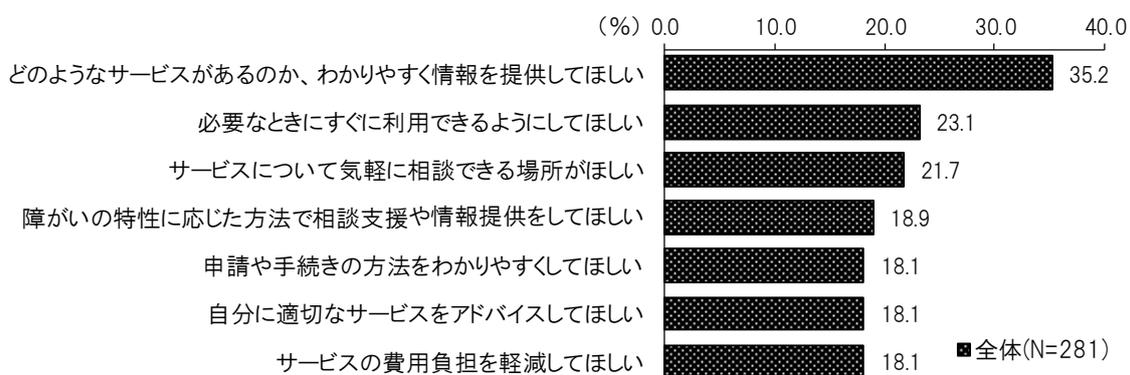
注: 今後利用したいサービスについて「計画相談支援」「就労移行支援」「就労継続支援(A型)」は、64歳以下(n=144)で集計した割合。

○18 歳未満対象では、現在利用している障がい福祉サービスは「児童発達支援」「計画相談支援・障がい児相談支援」「放課後等デイサービス」の順。今後利用したい障がい福祉サービスは「放課後等デイサービス」が多い。



○今後、サービスを利用しやすくするために「どのようなサービスがあるのか、わかりやすく情報を提供してほしい」「必要なときにすぐに利用できるようにしてほしい」「サービスについて気軽に相談できる場所がほしい」などが求められている。

【サービスを利用しやすくするために必要なこと（上位項目抜粋）】



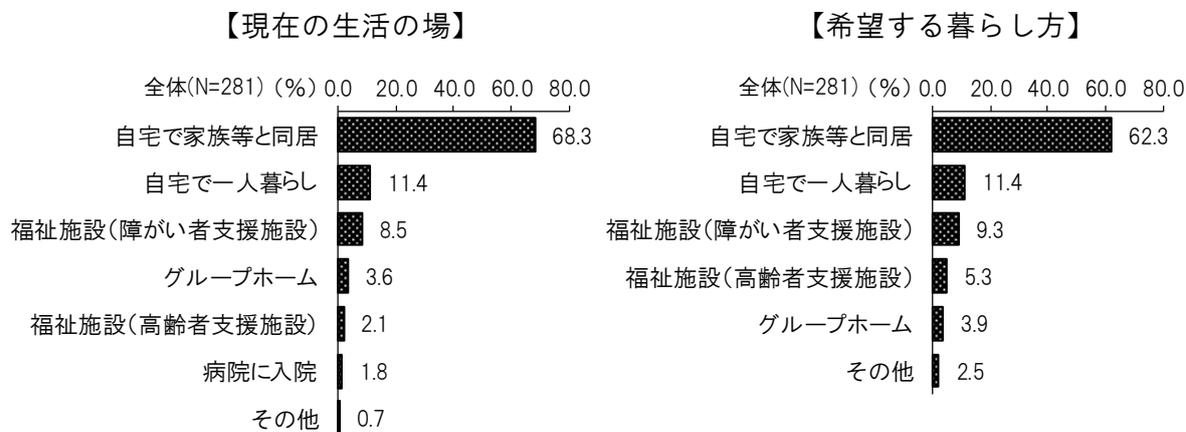
今後の課題

- 「就労移行支援」「就労継続支援（A型）」などの就労に関するサービスや「計画相談支援」「移動支援」などのサービスへの対応が必要です。18歳未満では、特に「放課後等デイサービス」ニーズへの対応が必要です。
- 障がい福祉サービスの内容や申請手続き等に関して、障がいの特性に応じた分かりやすい情報提供が求められています。

(3) 住まいや暮らしについて

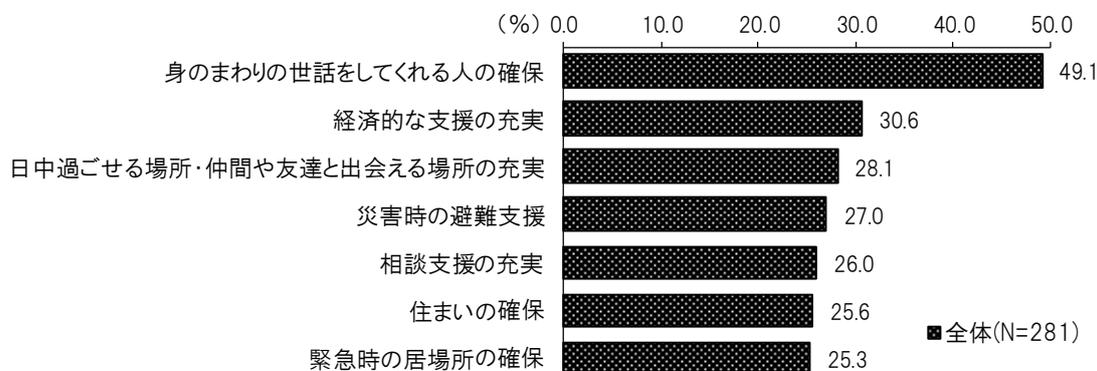
【調査結果の概要（ポイント）】

○大半が自宅で家族等と同居し、今後も自宅で暮らしたいと回答している。一人暮らしの人は1割程度。精神障がい者の3割近くが一人暮らしを希望している。



○介助者の高齢化やいなくなった場合に必要な支援としては「身のまわりの世話をしてくれる人の確保」が最多、次いで「経済的な支援の充実」「日中過ごせる場所・仲間や友達と出会える場所の充実」「災害時の避難支援」などが求められている。

【介助者がいなくなった場合に必要な支援（上位項目抜粋）】



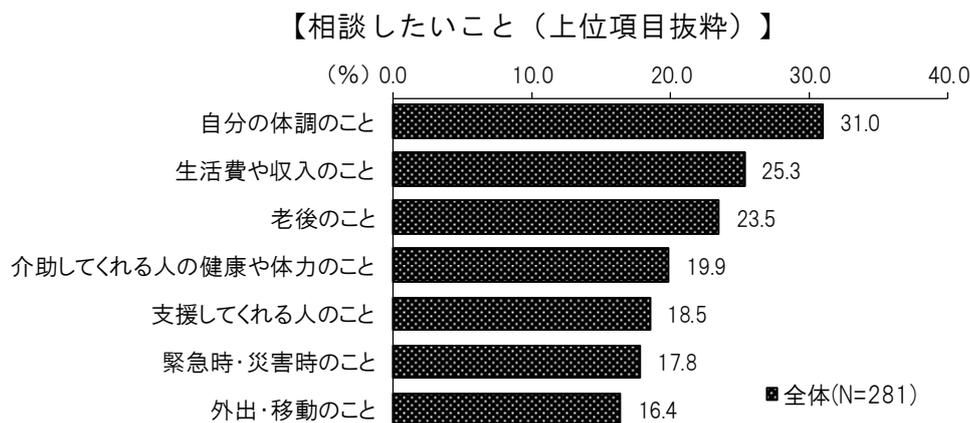
今後の課題

- 住み慣れた自宅で生活できるよう、在宅サービスの充実や障がいに適した住環境の整備などが必要です。
- 自立生活を希望する障がい者に対して、経済的な負担の軽減や集いの場などが求められています。
- 障がい者の高齢化や「親亡き後」に備え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、生活支援の充実が必要です。

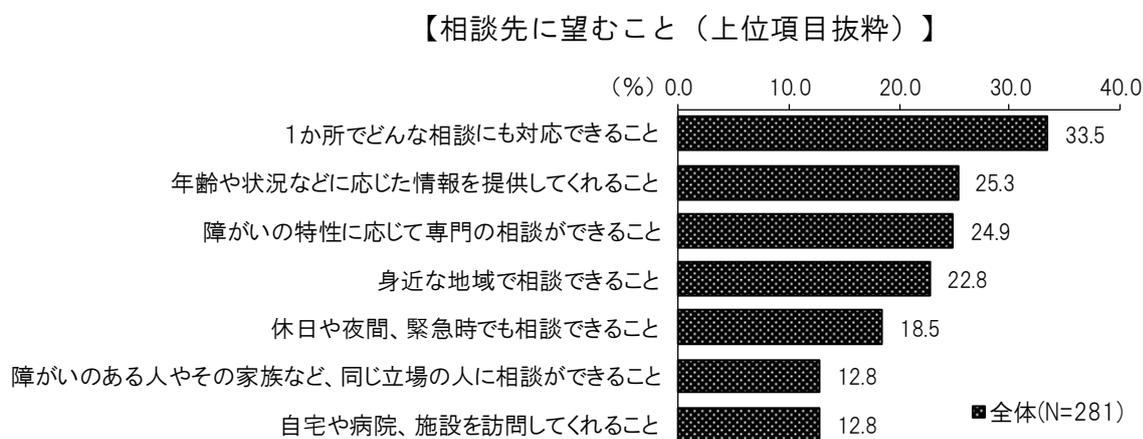
(4) 相談について

【調査結果の概要（ポイント）】

○相談したいこととしては、「自分の体調のこと」「生活費や収入のこと」「老後のこと」「介助してくれる人の健康や体力のこと」の順に多い。特に身体障がい者は「介助してくれる人の健康や体力のこと」、精神障がい者は「自分の体調のこと」「生活費や収入のこと」「老後のこと」「人間関係のこと」など多岐にわたる。

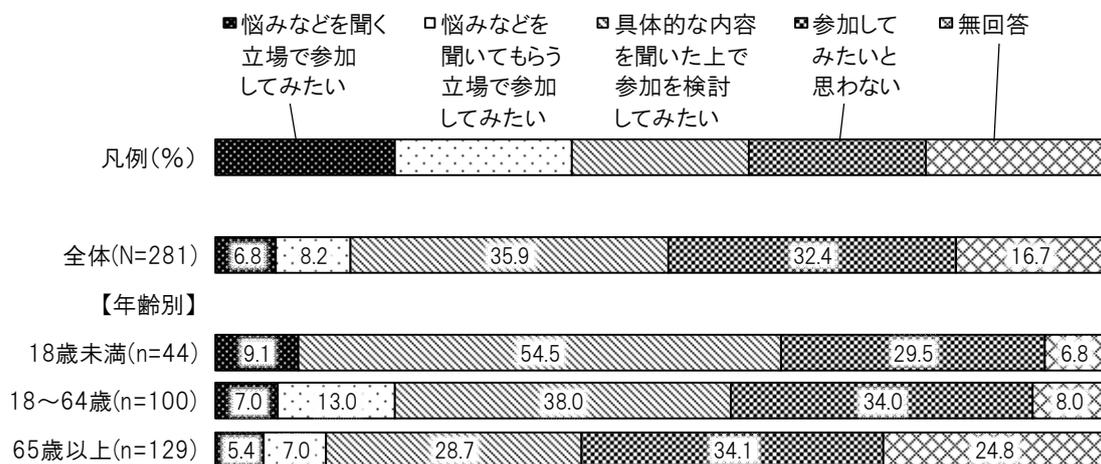


○相談先に望むことは、「1か所でどんな相談にも対応できること」「年齢や状況などに応じた情報を提供してくれること」「障がいの特性に応じて専門の相談ができること」「身近な地域で相談できること」の順に多い。



○障がいのある人が悩みなどを聞く取組に対しては「参加してみたいと思わない」が約3割を占めるものの、およそ3人に1人が「具体的な内容を聞いた上で参加を検討してみたい」と回答しており、特に18歳未満で多くなっている。参加希望は現状1割程度。

【障がいのある人が悩みなどを聞く取組への参加意向】



今後の課題

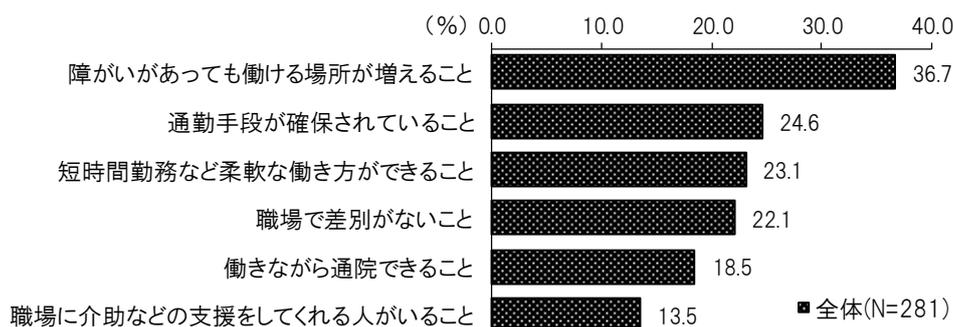
●障がいや日常の悩みをいつでも気軽に相談できる窓口機能の充実とその周知、また、ピアカウンセリングを視野に入れた取組が必要です。

(5) 就労や日中の活動について

【調査結果の概要（ポイント）】

- 現在、就労している障がい者はおよそ3人に1人の割合。知的障がい者は「福祉施設・作業所等」で働く人が多い。
- 福祉施設・作業所等から一般就労したいという意向は半数を占める。
- 未就労者における今後の日中の過ごし方の希望は、「自宅で過ごしたい」が身体障がい者に多くみられる。また、精神障がい者は「働いて収入を得たい」、知的障がい者は「保育所や幼稚園・学校などに通いたい」「施設に入所したい」が多い。
- 障がいのある人が働きやすくなるために「障がいがあっても働ける場所が増えること」「通勤手段が確保されていること」「短時間勤務など柔軟な働き方ができること」「職場で差別がないこと」などが求められている。

【働きやすくなるために必要なこと（上位項目抜粋）】



今後の課題

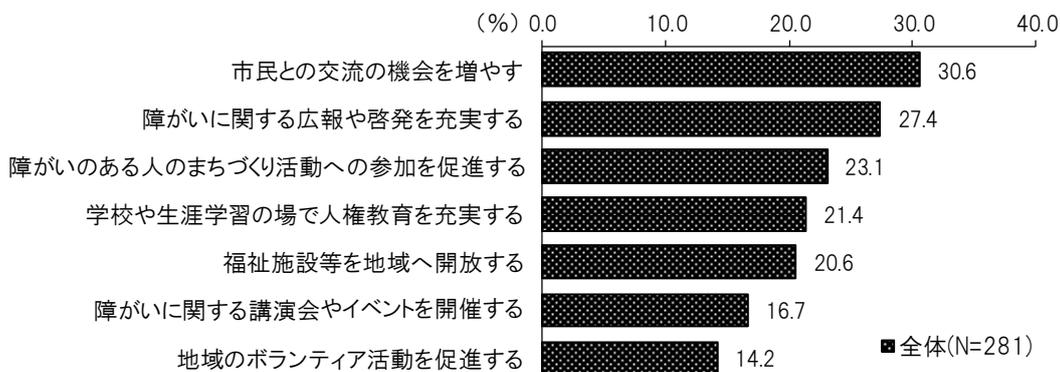
- 就労の場の拡充、一般企業の障がい者雇用に関する理解促進が必要です。
- 短時間勤務や通院しながらの勤務など、柔軟な労働条件の整備、通勤手段の確保など職場における配慮が求められています。

(6) 理解促進と社会参加について

【調査結果の概要（ポイント）】

- 障がいのある人に対する理解については3割以上が「進んできた」と感じているものの、約半数が「進んでいない」と回答。
- 障がいのある人への理解を深めるために「市民との交流の機会を増やす」ことや、「障がいに関する広報や啓発の充実」「障がいのある人のまちづくり活動への参加の促進」「学校や生涯学習の場で人権教育の充実」などが必要とされている。

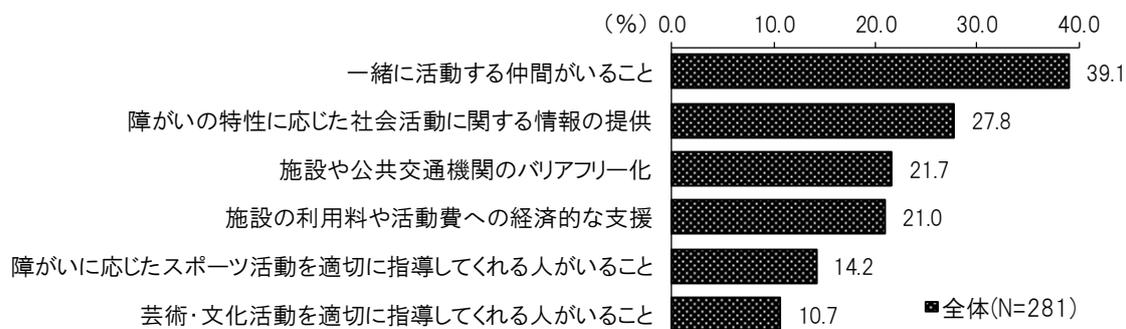
【障がいのある人への理解を深めるために必要な取組】



- 人とコミュニケーションをとるときに約半数が困ることがあると回答。特に、知的と精神障がい者、発達障がいの診断を受けている人で困る人が多い。また、人とコミュニケーションをとりやすくするために「ゆっくりと話してほしい」人が非常に多い。
- 近所の人や地域の人と「親しく付き合っている」人は、合計で3割以上。身体障がい者で「親しく付き合っている」人が多いが、知的や精神障がい者の約4割が「あいさつをする程度」と回答している。

○3割以上が社会活動に「参加していない」と回答しており、参加しやすくなるためには「一緒に活動する仲間」「障がいの特性に応じた社会活動情報の提供」「施設や公共交通機関のバリアフリー化」「施設の利用料や活動費への経済的な支援」などが必要とされている。

【社会活動に参加しやすくなるために必要なこと（上位項目抜粋）】



今後の課題

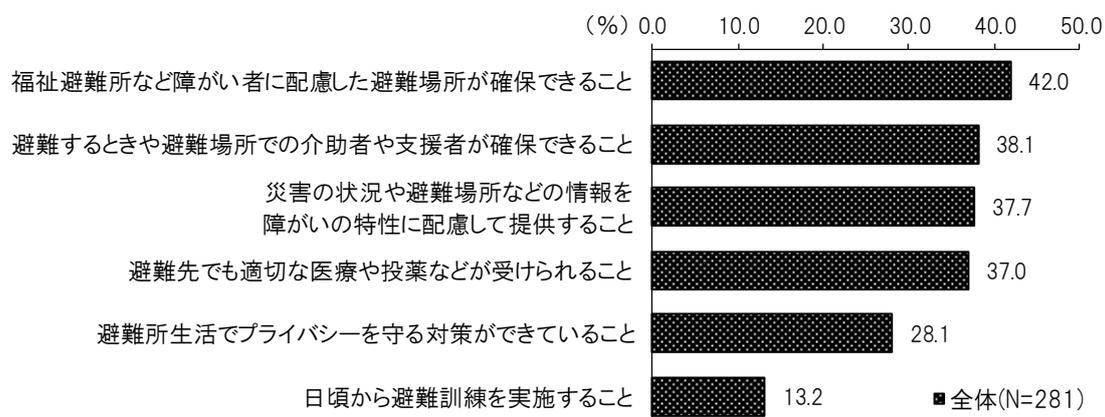
- 障がいに対する地域理解を進めるために、地域の福祉活動等を通して、障がい者と地域住民との交流の機会を充実させることが必要です。
- 障がい者とのコミュニケーションにおいて、例えば「ゆっくりと話す」ことは、比較的誰にでもできることなので、広く啓発することが必要です。
- 広報等の活用により社会活動に参加する仲間づくりや、バリアフリー化の推進など、社会活動に参加しやすい環境づくりが求められています。

(7) 災害時のことについて

【調査結果の概要（ポイント）】

- 家族の不在時、近所に助けてくれる人が「いない」人は約2割みられ、精神障がい者や近所付き合いが薄い人に多い。
- 「新見市災害時要援護者」への登録について、その取組を「知らなかった」人は約6割。
- 災害時に必要な対策としては、「障がい者に配慮した避難場所の確保」「避難するときや避難場所での介助者や支援者の確保」「災害の状況や避難場所などの情報を障がいの特性に配慮して提供」「適切な医療や投薬などが受けられること」の順に多い。

【災害時に必要な対策（上位項目抜粋）】



今後の課題

- 災害時に支援が必要な障がい者について、新見市災害時要援護者登録制度の周知をはじめ、障がいの特性に応じた適切な避難支援ができるよう、地域住民や関係機関との連携が必要です。
- 災害時に、避難場所において、必要な物資の確保や障がい特性に応じた支援を受けられることができる体制づくりが必要です。

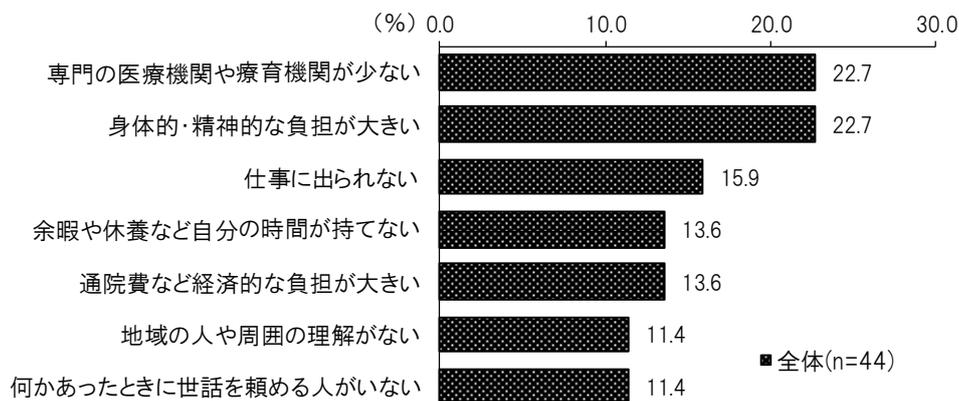
(8) 療育・保育・教育について

【調査結果の概要（ポイント）】

○子どもの半数近くが「小学校・中学校・高校」に通っている。

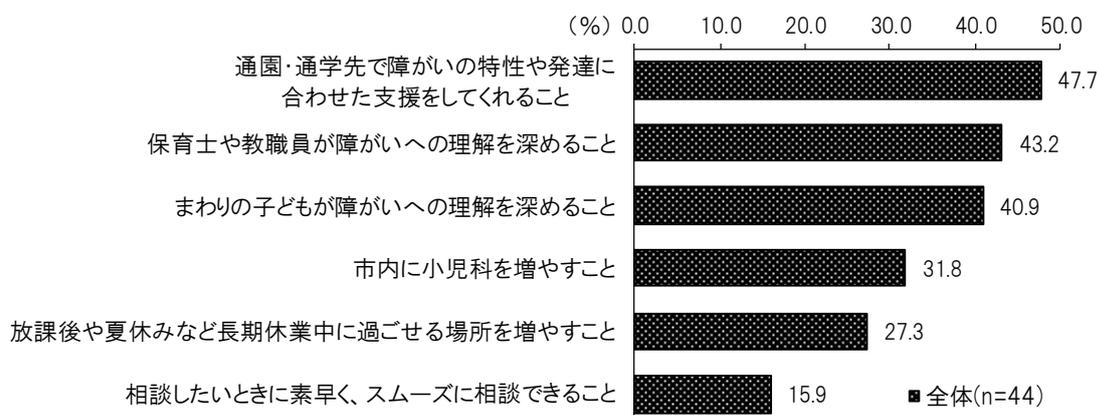
○子どもの介助や支援上の不安や悩みとしては、「専門の医療機関や療育機関が少ない」「身体的・精神的な負担が大きい」などが大きな不安となっている。

【介助や支援上の不安や悩み（上位項目抜粋）】



○支援が必要な子どものために、「障がいの特性や発達に合わせた支援」をはじめ、「保育士や教職員が障がいへの理解を深めること」「まわりの子どもが障がいへの理解を深めること」などが求められている。

【支援が必要な子どもに必要なこと（上位項目抜粋）】



今後の課題

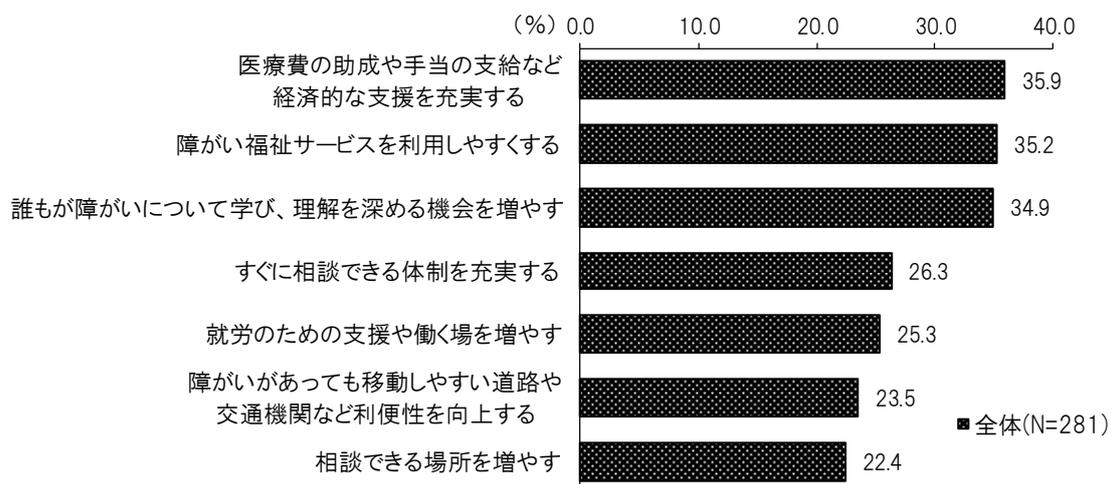
- 子どもの障がい特性に応じた障がい児福祉サービスの提供体制の充実をはじめ、保護者等の精神的負担の軽減に向けた取組や相談支援などの充実が必要です。
- 学校等での人権教育など、障がいのある人への理解を深めるための学びの場の充実が必要です。

(9) 行政の福祉施策について

【調査結果の概要（ポイント）】

○障がいのある人が住みやすいまちをつくるため、行政が取り組むべきこととして、経済的な支援をはじめ、障がい福祉サービスの充実、障がいについての学びの場や相談支援体制の充実、就労支援、移動の利便性向上などが求められている。

【行政が取り組むべきこと（上位項目抜粋）】



今後の課題

- 福祉分野のみならず多様な関係分野や関係機関との連携、調整を強化し、支援体制を充実させていく必要があります。

次回以降にご提示予定の内容について

(章立て等は変更になる場合があります)

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念
- 2 障がい者計画の施策体系
- 3 計画の推進

第4章 施策の展開

- 【基本目標1】障がいへの理解の促進
- 【基本目標2】健康づくりの推進
- 【基本目標3】地域生活支援の充実
- 【基本目標4】権利擁護・差別解消の推進
- 【基本目標5】療育・保育・教育の充実
- 【基本目標6】雇用・就労の促進
- 【基本目標7】福祉のまちづくりの推進

第5章 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況

- 1 第5期障がい福祉計画の進捗状況
- 2 障がい福祉サービス等の進捗状況
- 3 第1期障がい児福祉計画の進捗状況

第5章については、別紙「資料2」をご参照ください。

第6章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

- 1 第6期障がい福祉計画における成果目標の設定
- 2 第6期障がい福祉計画
- 3 第2期障がい児福祉計画

第7章 計画の推進体制

第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画の進捗状況

1 第 5 期障がい福祉計画の進捗状況

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和 2 年度末までに、平成 28 年度末時点の福祉施設入所者 77 人のうち 2 人（2.6%）を削減目標としていましたが、令和元年度末では 3 人増加しています。また、施設入所からの地域生活移行者の目標を 7 人（9.1%）と設定していましたが、令和元年度末では、地域生活移行者数が 2 人（2.6%）となっています。

	令和2年度末の 目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
①平成 28 年度末時点の施設入所者数	77 人 (基準値)	—	—
②令和2年度末の施設入所者数	75 人	80 人	—
③施設入所者の削減見込み(①-②)	2 人	-3 人	—
④施設入所者の削減割合(③/①)	2.6%	-3.9%	①から 2%以上 削減
⑤令和2年度末の施設入所からの地域生活移行者数	7 人	2 人	—
⑥地域生活移行率(⑤/①)	9.1%	2.6%	①の 9%以上

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を予定しています。

	令和2年度末の 目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置予定	—	各市町に協議の場を設置

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については、既に「新見市障害者地域活動支援センター（ほほえみ広場にいみ）」を整備しています。

	令和2年度末の 目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
地域生活支援拠点等の整備	1 箇所	1 箇所	各市町に少なくとも 1 箇所を整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、令和元年度末で2人となっており、目標を達成しています。

	令和2年度末の 目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
①平成 28 年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	0 人 (基準値)	—	—
②令和2年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	2 人	2 人	—
③一般就労移行割合(②/①)	—	—	①の 1.5 倍以上

②就労移行支援事業の利用者数

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業の利用者数は令和元年度末で2人となっており、目標を達成しています。

	令和2年度末の 目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
①平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	1 人 (基準値)	—	—
②令和2年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	2 人	2 人	—
③利用者数の増加割合(②/①-1)	100.0%	100.0%	①の2割以上増加

③就労移行支援事業所の就労移行率

本市においては、就労移行支援事業所が1箇所あり、就労移行率3割以上を達成しています。

	令和2年度末の 目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
①令和2年度末時点の就労移行支援事業所数	—	1箇所	—
②令和2年度末時点の就労移行率が3割以上の事業所数	—	1箇所	—
③令和2年度末時点の就労移行率が3割以上の事業所数が全事業所数に占める割合(②/①)	—	100.0%	①の5割以上

④就労定着支援事業による職場定着率

就労定着支援の新規利用者数は、令和元年度で2人となっており、支援開始1年後の職場定着率を達成しています。

	令和2年度末の 目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
①令和元年度中の就労定着支援の新規利用者数	1人	2人	—
②上記のうち、支援開始1年後の職場定着率	100.0%	100.0%	①の8割以上

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

本市では、保育所等訪問支援体制は1箇所で整備しており、重症心身障がい児に対応した事業所は、1箇所確保しています。

また、医療的ケア児支援のための、協議の場を設置しています。

	令和2年度末の 目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
①令和2年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1箇所	検討中	各市町に少なくとも1箇所以上設置
②令和2年度末までの保育所等訪問支援体制の整備	1箇所	1箇所	各市町に利用できる体制を構築
③令和2年度末までの主に重症心身障がい児に対応した事業所数	2箇所※	1箇所	各市町に少なくとも1箇所以上確保
④医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置	設置	各市町に協議の場を設置

※児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各1箇所設置。

2 障がい福祉サービス等の進捗状況

(1) 訪問系サービス

居宅介護は利用者数、利用時間数共に計画値を大きく下回っています。
また、重度訪問介護、同行援護の利用者数も計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	利用者数/月	49	49	49	28	29	30
	利用時間数/月	497	497	497	330	293	293
重度訪問介護	利用者数/月	3	3	3	1	1	0
	利用時間数/月	20	20	20	1	3	0
同行援護	利用者数/月	5	5	5	1	1	2
	利用時間数/月	27	27	27	11	6	13
行動援護	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間数/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間数/月	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数/月	57	57	57	30	31	32
	利用時間数/月	544	544	544	342	302	306

注：令和2年度は令和2年6月末日現在の実績値。(以下同様)

(2) 日中活動系サービス

生活介護は利用者数、利用日数共におおむね計画どおりです。

就労移行支援の利用者数はおおむね計画どおりですが、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）の利用者数は、計画値を大きく下回っています。

療養介護の利用者数はおおむね計画どおりですが、短期入所の利用者数は計画値を大きく下回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	利用者数/月	105	106	107	103	103	103
	利用日数/月	1,890	1,908	1,926	2,048	2,060	2,069
自立訓練 (機能訓練)	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数/月	3	3	3	1	2	1
	利用日数/月	60	60	60	20	42	21
就労移行支援	利用者数/月	2	2	2	3	3	5
	利用日数/月	42	42	42	56	63	71
就労継続支援 (A型)	利用者数/月	39	39	39	26	26	24
	利用日数/月	624	624	624	530	516	495
就労継続支援 (B型)	利用者数/月	97	97	97	67	67	70
	利用日数/月	1,746	1,746	1,746	1,321	1,325	1,364
就労定着支援	利用者数/月	0	1	1	0	2	3
療養介護	利用者数/月	9	9	9	8	8	9
短期入所	利用者数/月	86	86	86	12	11	7
	利用日数/月	240	240	240	108	106	98
宿泊型自立訓練	利用者数/月	-	-	-	1	1	0
	利用日数/月	-	-	-	21	18	0

(3) 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）の利用者数はおおむね計画どおりですが、施設入所支援の利用者数は計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数/月	44	44	44	41	42	43
施設入所支援	利用者数/月	67	67	67	80	81	78

(4) 相談支援

計画相談支援の利用者数は横ばいで推移していますが、計画値を下回っています。
地域定着支援の利用者数は、おおむね計画どおりです。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	利用者数/月	272	306	345	272	271	279
地域移行支援	利用者数/月	1	1	1	1	1	1
地域定着支援	利用者数/月	31	32	33	28	30	36

(5) 地域生活支援事業

① 必須事業

日常生活用具給付等事業については、情報・意思疎通支援用具の利用件数はおおむね計画どおりですが、介護・訓練支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）の件数は計画値を下回っています。また、排泄管理支援用具の件数は増加しており、計画値を上回って推移しています。

地域活動支援センターⅠ型の利用者数は減少傾向にありますが、計画値を上回っています。また、地域活動支援センターⅢ型の利用者数も減少傾向にあり、計画値を下回って推移しています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	無
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有
	市町村相談支援機能強化事業(基幹相談支援センター等機能強化事業)	実施の有無	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	利用件数/年	2	2	2	0	0	0
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
電話通話支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数/年	1	1	1	1	1
	手話通訳者設置事業	箇所数	0	0	0	0	0
利用者数/月		0	0	0	0	0	
口頭伝言支援事業	介護・訓練支援用具	利用件数/年	10	10	10	5	3
	自立生活支援用具	利用件数/年	4	4	4	5	2
	在宅療養等支援用具	利用件数/年	6	6	6	3	7
	情報・意思疎通支援用具	利用件数/年	5	5	5	5	4
	排泄管理支援用具	利用件数/年	72	72	72	86	96
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	利用件数/年	6	6	6	1	3
手話奉仕員養成研修事業	講習修了者数/年	3	6	6	4	3	
移動支援事業	利用者数/月	21	22	23	33	21	
	利用時間数/月	60	65	70	91	76	
地域活動支援センターⅠ型	箇所数	1	1	1	1	1	
	利用者数/月	800	800	800	916	878	
地域活動支援センターⅢ型	箇所数	2	2	2	1	1	
	利用者数/月	500	500	500	387	205	

②任意事業

日中一時支援事業の利用者数は、計画値を大きく下回っています。

スポーツ・レクリエーション教室、点字・声の広報等の利用者数は、計画値を下回っていますが、福祉車両貸出事業の利用者数はおおむね計画どおりです。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
福祉ホーム事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
訪問入浴サービス	箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
日中一時支援事業	箇所数	10	10	10	7	5	5
	利用者数/月	86	86	86	61	66	66
障害児支援体制整備	実施の有無	有	有	有	有	有	有
巡回支援専門員整備	実施の有無	有	有	有	有	有	有
スポーツ・レクリエーション教室開催	利用者数/年	77	77	77	62	68	0
点字・声の広報等発行	利用者数/月	30	30	30	27	27	27
自動車運転免許取得・改造助成	利用者数/月	1	1	1	4	2	2
福祉車両貸出事業	利用者数/月	3	3	3	4	4	5
障がい者虐待防止対策支援	実施の有無	有	有	有	有	有	有
障がい者就職面接会の開催	参加人数	20	15	20	14	-	-
	開催回数	1	1	1	1	-	-
障がい者就職相談会の開催	参加人数	-	-	-	-	8	2
	開催回数	-	-	-	-	12	随時

3 第1期障がい児福祉計画の進捗状況

(1) 障がい児通所支援及び相談支援等

児童発達支援の利用者数は減少傾向にあり、計画値を下回って推移しています。
放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の利用者数は、計画値を上回っています。
障害児相談支援の利用者数は増加傾向にありますが、おおむね計画どおりです。

サービス種類	単位	第1期計画値			第1期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	利用者数/月	75	81	87	57	45	41
	利用日数/月	270	291	313	201	183	148
医療型児童発達支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数/月	51	55	59	69	63	65
	利用日数/月	122	132	141	133	140	125
保育所等訪問支援	利用者数/月	5	6	7	13	11	9
	利用日数/月	5	6	7	13	17	11
居宅訪問型児童発達支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	利用者数/月	126	136	146	125	137	140
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置	配置人数	-	-	-	1	3	3

(2) 障がい児の子ども・子育て支援等

保育所及び認定こども園の利用者数は計画値を下回って推移しており、保育所の利用者数は減少で推移しています。また、放課後児童健全育成事業の利用者数は増加傾向にあり、計画値を上回って推移しています。

種別	単位	第1期計画値			第1期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育所	利用者数/月	52	56	60	34	23	19
認定こども園	利用者数/月	33	35	37	26	28	15
放課後児童健全育成事業	利用者数/月	13	14	15	15	19	18